

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	スウェーデンの動物保護法令の概要—動物保護令（スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号）—（資料）
他言語論題 Title in other language	Animal Protection Legislation in Sweden: Animal Welfare Ordinance (2019:66)
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (HIGUCHI Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 総合調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	850
刊行日 Issue Date	2021-10-20
ページ Pages	25-70
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	スウェーデンの動物保護法令の概要を紹介し、併せてスウェーデンの動物保護令(スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号) の試訳を示す。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

スウェーデンの動物保護法令の概要

—動物保護令（スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号）—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 総合調査室 樋口 修

目 次

はじめに

I 動物保護法令の構成と概要

- 1 導入規定（第 1 章）
- 2 動物を取り扱い、飼養し、管理する場合の一般規定（第 2 章）
- 3 動物に関する競技及び動物の公開の場での展示（第 3 章）
- 4 動物のケア及び手術による侵襲（第 4 章）
- 5 と畜及びその他の動物の殺処分（第 5 章）
- 6 事前検査及び許可（第 6 章）
- 7 動物実験（第 7 章）
- 8 公的統制及び公的機関の任務（第 8 章）
- 9 動物禁止及び一時保護（第 9 章）
- 10 刑罰及びその他の制裁（第 10 章）
- 11 異議申立て（第 11 章）

II 動物保護法令改正の動向

- 1 動物保護令改正（第 1 次）（スウェーデン法令全書 2019 年第 713 号）
- 2 動物保護令改正（第 2 次）（スウェーデン法令全書 2020 年第 113 号）
- 3 動物保護令改正（第 3 次）（スウェーデン法令全書 2021 年第 135 号）
- 4 動物保護法改正（スウェーデン法令全書 2021 年第 175 号）及び動物保護令改正（第 4 次）（スウェーデン法令全書 2021 年第 189 号）

おわりに

資料：動物保護令（スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号）（試訳）

キーワード：スウェーデン、北欧、EU、動物保護法、動物愛護

要 旨

スウェーデンの「動物保護令 (Djurskyddsförordning)」(スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling: SFS) 2019 年第 66 号) の制定時条文の試訳を示し、既に本誌 817 号 (2019 年 2 月) で紹介した動物保護法の邦訳と併せ検討することを通じて、スウェーデンの動物保護法令の概要を紹介する。あわせて、制定から 2021 年 4 月 1 日までの同法令の改正内容を紹介する。

はじめに

スウェーデンでは 2018 年 6 月に、従前の動物保護法に代わる新しい動物保護法 (Djurskyddslag. スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号。以下「動物保護法」又は「法」という。)⁽¹⁾ を制定し、同法は 2019 年 4 月 1 日から施行されている。この新しい動物保護法については、既に本誌でその試訳を紹介したところである⁽²⁾。

この新しい動物保護法を補足し、またその執行について定める政令 (förordning)⁽³⁾ については、2019 年 2 月 21 日に、従前の動物保護令に代わる新しい動物保護令 (Djurskyddsförordning. スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号。以下「動物保護令」又は「令」という。)⁽⁴⁾ が、政府により制定され、新しい動物保護法と共に、同年 4 月 1 日から施行されている。

本稿では、この動物保護令の条文を試訳して提示し、また、既に試訳を紹介した動物保護法と併せ検討することを通じて、スウェーデンの動物保護法令の概要を紹介する。

また、制定以降本稿執筆時点 (2021 年 8 月末) までの間に、動物保護法は 1 回⁽⁵⁾、動物保護令は 4 回⁽⁶⁾ 改正されている。既に訳出した動物保護法の試訳と併せて検討する際の整合性を図るため、本稿では当初施行時 (2019 年 4 月 1 日) の動物保護令について試訳を行うが、こ

* 本稿におけるインターネット情報への最終アクセス日は、2021 年 8 月 31 日である。

- (1) 制定時の動物保護法原文は、“Djurskyddslag,” *Svensk författningssamling* (スウェーデン法令全書 (略称 SFS)), SFS 2018:1192, 2018.6.27. <<https://svenskförfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2018-06/SFS2018-1192.pdf>> に掲載されている。同法の国会議決は 2018 年 6 月 14 日、公布は同年 6 月 20 日である。なお、スウェーデン法令全書については、後掲注(7)を参照。
- (2) 樋口修「スウェーデンの新しい動物保護法—動物保護法 (スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号) — (資料) 『レファレンス』 817 号, 2019.2, pp.79-103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11242226_po_081704.pdf?contentNo=1>
- (3) スウェーデンの憲法を構成する 4 つの基本法の 1 つである政体法 (統治法ともいう。) 第 8 章第 7 条は、政府が、法律の実施に関する法令、基本法に基づいて国会が制定しなければならないとは規定されていない法令を制定することができる旨を定める (前者は同条第 1 項第 1 号、後者は同条第 1 項第 2 号)。(山岡規雄『各国憲法集 (11) スウェーデン憲法 第 2 版』(調査資料 2020-1-a 基本情報シリーズ 28) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2021, pp.47-48. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11645996_po_202001a.pdf?contentNo=1>
- (4) 制定時の動物保護令は、“Djurskyddsförordning,” *Svensk författningssamling*, SFS 2019:66, 2019.3.1. <<https://svenskförfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2019-02/SFS2019-66.pdf>> に掲載されている。
- (5) SFS 2021 年第 175 号 (2021 年 4 月 1 日 (一部は政府が定める日) 施行)。“SFS-nummer 2018:1192.” Regeringskansliets rättsdatabaser HP <<https://rkrattsbaser.gov.se/sfsr?bet=2018:1192>>
- (6) SFS 2019 年第 713 号 (2019 年 12 月 14 日施行)、SFS 2020 年第 113 号 (2020 年 4 月 15 日施行)、SFS 2021 年第 135 号 (2021 年 4 月 1 日施行)、SFS 2021 年第 189 号 (2021 年 4 月 1 日 (一部は同年 4 月 2 日) 施行)。“SFS-nummer 2019:66.” *ibid.* <<https://rkrattsbaser.gov.se/sfsr?bet=2019:66>>

れと共に、本稿執筆時点までの動物保護法令の改正内容を紹介し、同法令の最新の動向について把握を試みる。

なお、本稿で試訳を紹介する制定時の動物保護令の条文は、スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling: SFS)⁽⁷⁾のホームページで公開されている2019年3月1日版のテキスト⁽⁸⁾に依拠したが、一部で、スウェーデン政府事務局 (Regeringskansliet. 以下「政府事務局」という。脚注(27)を参照)が2020年3月に作成した非公式英語訳⁽⁹⁾を参照した。また、制定時の動物保護法の条文は、スウェーデン法令全書のホームページで公開されている2018年6月20日版のテキスト⁽¹⁰⁾に依拠したが、一部で、政府事務局が2020年3月に作成した非公式英語訳⁽¹¹⁾及び上述の訳出済み試訳⁽¹²⁾を参照した。また、同法令の現行の条文は、スウェーデン国会 (Sveriges Riksdag) ホームページに掲載されている同法令のテキスト⁽¹³⁾に依拠し、各改正法については、スウェーデン法令全書のホームページで公開されている各改正法のテキスト⁽¹⁴⁾を参照した。

訳出に際しては可能な限り直訳を行ったが、一部で文意を明確にするために訳語を補う等の処理を加えた箇所があるため、本稿で示した試訳は、必ずしも厳密な翻訳ではない。また、脚注は筆者によるものである。

I 動物保護法令の構成と概要

動物保護法と動物保護令は同一の構成をとっている。すなわち、いずれも本文全11章と経過規定から構成され、各章の見出しの内容は同一である。したがって、動物保護法のある章(例えば、第7章の動物実験)の執行に関する規定及びその詳細にわたる規定は、動物保護令の同一番号の章(動物実験であれば第7章)で述べられている。

動物保護法令の各章の制定時の概要は、次のとおりである。

(7) スウェーデン法令全書は、法律 (lag)、政令 (förförordning)、一部の庁の命令 (庁令: föreskrift) の公式でかつ真正な版を公表するものである。告知 (tillkännagivand) と呼ばれる公表事項についても、その情報が公知される必要があり、かつ、他の形式で公表することが適当でない場合(例えば、法令に準ずる厳正な方法で公知すべき公表事項である場合)には、このSFSの形式で公表される。“About the Swedish Code of Statutes.” Svensk författningssamling HP <<https://svenskförfattningssamling.se/english.html>>; “Om Svensk författningssamling.” *ibid.* <<https://svenskförfattningssamling.se/om-svensk-författningssamling.html>>

(8) “Djurskyddsförordning,” *op.cit.*(4)

(9) “Animal Welfare Ordinance (2019:66),” 2020.3.12. Government.se HP <<https://www.government.se/494c6c/contentassets/934374dfdbf43e5993dc67a974ec24e/animal-welfare-ordinance-sfs-2019-66-12-mars-2020.pdf>>

(10) “Djurskyddslag,” *op.cit.*(1)

(11) “Animal Welfare Act (2018:1192),” 2020.3.12. Government.se HP <<https://www.government.se/494b85/contentassets/9f6a4e0fb1704a0ba72531b63811ac22/animal-welfare-act-sfs-2018-1192-12-mars-2020.pdf>>

(12) 樋口 前掲注(2)

(13) 動物保護令については“Djurskyddsförordning (2019:66): t.o.m. SFS 2021:189.” Riksdagen HP <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-författningssamling/djurskyddsförordning-201966_sfs-2019-66> (SFS 2021年第189号までの改正内容を反映)、動物保護法については“Djurskyddslag (2018:1192): t.o.m. SFS 2021:175.” *ibid.* <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-författningssamling/djurskyddslag-20181192_sfs-2018-1192> (SFS 2021年第175号までの改正内容を反映)

(14) 動物保護法令の改正については、前掲注(5)及び前掲注(6)を参照。各改正法令(動物保護法令の改正は、元の法令の条文を変更する、いわゆる「溶け込み方式」で行われている。)の内容については、本文第II章で紹介する。

1 導入規定（第1章）

(1) 動物保護法の目的及び適用対象

動物保護法の目的は、良好な動物保護を確保し、並びに動物福祉及び動物の尊重を促進することに置かれる（法第1章第1条）。同法は、人に飼養される動物（愛玩動物（ペット）・農業用動物・動物園の飼育動物等）のほか、野生の実験動物にも適用される（法第1章第2条第1項）⁽¹⁵⁾。また一部の規定は、家畜種（tamdjursart. スウェーデンの自然にもともと生息していない動物を意味する。ウシ、ブタ等の農業用動物のほか、イヌ、ネコ等の愛玩動物、ワニ等のエキゾチック・アニマルも含まれる。）の遺棄された動物・家畜種の迷い動物にも適用される（法第1章第2条第2項）。

(2) 用語の定義

動物保護法令で重要な概念である「実験動物（försöksdjur）」及び「動物実験（djurförsök）」の内容については、それぞれ法第1章第3条、法第1章第4条で規定されている。前者の「実験動物」には、動物実験で使用する動物、使用する予定の動物、使用した動物、動物実験用の施設等で飼養されている動物等が含まれる。後者の「動物実験」には、科学的な研究、疾病診断、医薬品又は化学製品の開発及び製造、解剖実習等の教育等のために動物を使用することのほか、改変された遺伝物質を持つ動物の生産等も含まれる。

(3) EU 法令との関係

EU加盟国であるスウェーデンでは、動物保護の分野に関するEU法の適用も受ける。動物保護法は、同法の適用範囲に該当するEU規則の規定（EU規定）を補完するものと位置付けられており（法第1章第5条第1項）、したがって当該EU規定を遵守しつつ、より高度な水準の動物保護を達成するものとなっている。なお、同法で補完されるEU規定の具体的な規定は、告知（tillkännagivand）の形式で、スウェーデン法令全書で公表される（法第1章第5条第1項、令第1章第2条第1項）⁽¹⁶⁾。

(4) 動物保護令の制定根拠

動物保護令は、動物保護法の規定を補完する内容について規定する（令第1章第1条第1項）。令第1章第1条第2項は、同令の制定根拠となる法律を列挙する。動物保護法の条文に根拠規定があるものは当該条文、それ以外のは政体法（統治法）第8章第7条⁽¹⁷⁾が直接、動物保護令制定の根拠となる。

2 動物を取り扱い、飼養し、管理する場合の一般規定（第2章）

第2章は、動物保護の基本原則について定める。この基本原則は、一般的な動物飼養のほか、

(15) ただし野生の実験動物には、一部適用されない規定がある（法第1章第2条第1項）。

(16) 補完対象のEU法は、2019年2月21日に「動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）が補完するEU規定の告知（スウェーデン法令全書2019年第67号）」（“Tillkännagivande (2019:67) av de EU-bestämmelser som djurskyddslagen (2018:1192) kompletterar.” Riksdagen HP <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/tillkannagivande-201967-av-de-eu-bestammelser_sfs-2019-67>）によって公示された。当該告知は2019年11月22日に新しい告知（スウェーデン法令全書2019年第720号）に置き換えられ、現在（2021年8月末）に至っている。なお、告知については、前掲注(7)を参照。

(17) 政体法第8章第7条の内容については、前掲注(3)を参照。

第3章以下で規定する、動物の競技での使用、動物の展示（サーカス等への出演を含む）、動物のケア・手術、動物のと畜・殺処分、動物実験などの動物に対する特定の行為に対しても適用される。

(1) 不必要な苦痛又は疾病からの保護

動物は、適正に取り扱い、不必要な苦痛又は疾病から保護しなければならない（法第2章第1条第1項）。ただし、動物実験倫理委員会（本章7で後述）が承認した動物実験については、不必要な苦痛又は疾病の付与とはみなされない（法第2章第1条第2項）。なお、苦痛には肉体的苦痛と精神的苦痛の両方が含まれる⁽¹⁸⁾。

(2) 自然な行動

動物は、良好な動物環境の下で、当該動物の福祉を増進し、当該動物が自然な行動（*naturligt beteende*）を行うことができ、かつ行動障害が防止される方法で飼養・管理しなければならない（法第2章第2条第1項）。

この自然な行動について、動物保護法令では明確な定義がなされていないが、例えば、動物が当該行動を実行するように強く動機付けられており、当該行動を取ることが動物の福祉増進にとって重要であり、当該行動が実行できない場合に動物が欲求不満やストレスを経験するような行動を、自然な行動として解することができる⁽¹⁹⁾。

例えば動物保護令では、採卵鶏を巣での産卵、高所に止まること、砂浴びが可能な収容システムで飼養すること（令第2章第1条第1項）、キツネを他のキツネと一緒に、移動や穴掘りのニーズを満たすように飼養すること（令第2章第2条第1項）、6か月齢超の乳用牛を夏期に放牧すること（令第2章第3条第1項）、その他のウシを夏期に放牧するか又は屋外滞在させること（令第2章第4条第1項）、可能であれば繁殖ブタを夏期に屋外滞在させること（令第2章第8条）等を規定している。

ただしこのことは、野生の状況下で当該動物が可能であった全ての行動を飼養下でも行えるようにすることを意味するものではない。例えば個体間の闘争や交尾のように、動物がその実行を強く動機付けられている行為であっても、個体を保護しまた無軌道な繁殖を防止するため、去勢等によって当該行為を抑制することは、動物保護法令の下でも認められている⁽²⁰⁾。

(3) 動物飼養者等の能力要件

動物を飼養し又はその他の方法で管理する者は、当該動物の必要（生理的ニーズや行動上のニーズ等）を満たすための十分な能力を保持していなければならない（法第2章第3条第1項）。したがって、例えば当該能力を十分に保持していない未成年者が動物を飼養する場合には、その保護者等の成年者が当該動物の飼養・管理に関して責任を負い、当該未成年者の年齢、成熟度、知識等を考慮して、同人に当該動物の世話を任せる範囲を決定しなければならない⁽²¹⁾。

(18) “Ny djurskyddslag,” *Regeringens proposition (Prop.)* 2017/18:147, 2018.3.8, p.308. Regeringskansliet HP <<https://www.regeringen.se/4948a5/contentassets/f0f489931c7b4abc8ce3f10d982e7fe7/171814700twebb.pdf>>

(19) *ibid.*, pp.82-85, 309.

(20) *ibid.*

(21) *ibid.*, pp.87-92.

(4) 監視、給餌及び給水の要件

動物は十分に監視しなければならない（法第2章第4条第1項）。監視は通常は1日に1回以上行い、疾病・負傷・妊娠等の場合にはより頻回に行わなければならない⁽²²⁾。

また、動物には良質の飼料と水を十分に与え、その分量、組成（飼料の場合）、給与方法・給与回数等の手順は、動物の必要に適合していなければならない（法第2章第4条第2項）。したがって、例えばフォアグラ用の特定の品質の肝臓を得るために、家禽に対して、苦痛を与える可能性のある頻度又は方法で強制給餌することは禁止される⁽²³⁾。

(5) 動物の係留及び保定

係留（bindning）とは、動物を壁やその他の物に結び付けること等によって、当該動物が限られた範囲外に移動するのを不可能にすることを意味する⁽²⁴⁾。動物は、当該動物に苦痛を与えない方法で、かつ必要な運動の自由や休息が確保され、天候及び風からの十分な保護を得ている条件の下で係留することができる（法第2章第5条第1項）。

また、保定（fixering）とは、手、ロープ等又は装置を使用することによって動物の体が動かないようにすることを意味する。具体例としては、ウシの削蹄（伸びた蹄（ひづめ）を切り、形を整えること）を行う際に削蹄杵にウシを入れることが挙げられる⁽²⁵⁾。保定は、獣医学上若しくは動物保護上の理由がある場合、動物を取り扱う人の安全性への配慮から必要である場合又はそれと類似の正当な理由で行う場合に、一時的に行うことができる（法第2章第5条第2項）。

動物は拘束せずに飼養するのが原則とする。「拘束しない（lösgående）」とは、動物を縛り上げ、又はそれと同様の方法で動くのを妨げることをしないことを意味する⁽²⁶⁾。ブタについては拘束しないで飼養することが動物保護令で規定されており（令第2章第12条）、その他の主要な動物種（イヌ、ネコ、ウマ、ウシ、ヤギ、ヒツジ等）については、動物保護行政を所管する国の公的機関であるスウェーデン農業庁（Statens jordbruksverk: SJV. 又は Jordbruksverket）⁽²⁷⁾ が定める庁令（föreskrift）で、各動物種の特性を踏まえた内容で、拘束せずに飼養することが規定されている⁽²⁸⁾。

²² *ibid.*, pp.310-311. なお、イヌ・ネコの場合には、監視は通常は1日に2回以上行い、疾病・負傷・妊娠等の場合にはより頻回に行わなければならないことが、スウェーデン農業庁令（注²⁷参照）により定められている。

²³ *ibid.*, p.311.

²⁴ *ibid.*, p.312.

²⁵ *ibid.*

²⁶ *ibid.*, pp.96-97.

²⁷ スウェーデンの中央行政機構は、我が国とは異なり、政策の企画・立案を行い、政府事務局（Regeringskansliet）を構成する「省（departement）」と、政策を実施する「庁」（又は（国の）公的機関：myndighet）が、互いに独立した別の組織であるという特徴を有する（前者は法令、予算等により後者の政策実施を管理する。）。「省」は「庁」に比べて小規模であり、また、「省」の命令である「省令」という法令の種類は存在しない。このため、スウェーデンの国内法令の法体系は、基本法（憲法：grundlag）—法律（lag）—政府の命令（政令：författning）—庁の命令（庁令：föreskrift）の階層で構成されている。2021年8月末現在、スウェーデンにおいて動物保護行政を所管する「省」は産業省（Näringsdepartementet）であり、所管する「庁」はスウェーデン農業庁である。川野秀之「4章 行政機関とパブリック・セクター」岡沢憲美・奥島孝康編『スウェーデンの政治—デモクラシーの実験室—』早稲田大学出版部、1994、pp.85-91; “Tolkning av plan- och bygglagstiftningen.” Boverket HP <<https://www.boverket.se/sv/PBL-kunskapsbanken/Allmant-om-PBL/lag--ratt/tolkning-av-plan-och-bygglagstiftningen/>>; 樋口修「スウェーデンのペット飼養規制—犬猫飼養庁令（スウェーデン農業庁法令全書2019年第28号）—（資料）」『レファレンス』821号、2019.6、pp.74-75. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11297160_po_082104.pdf?contentNo=1>

²⁸ “Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(18), p.98.

(6) 畜舎及びその他の養畜場

畜舎 (stall)、その他の養畜場 (förvaringsutrymme) 及び囲い (hägn) は、全ての動物に十分な保護を与え、また、妨げられることなく体を動かし、当該動物に適した方法で休息することができる空間を動物に与えなければならない (法第 2 章第 6 条第 1 項)。

畜舎及びその他の養畜場は、清潔に保ち、内部の気候、照度、音響の状態は、飼養する動物のニーズに適合させなければならない (法第 2 章第 6 条第 2 項及び第 3 項)。内部の騒音は低い水準に保ち、採光窓等の日光の取入口を設置しなければならない (令第 2 章第 14 条第 1 項及び第 2 項)。また、ブタ及び生後 1 か月齢までの子ウシの飼育箱並びに雌ウシの寝場所には、それぞれ適切な敷料等を用意しなければならない (令第 2 章第 15 条)。

(7) 設備及び器具

畜舎等の設備及び器具は、動物を傷つけ、その健康を損なうリスクを生じさせてはならず、またその運動の自由を不適切に制限するものであってはならない (法第 2 章第 7 条)。動物の行動を制御する目的で動物に電気ショックを与える器具又は装置は、屋外の囲いの電気柵を除き、畜舎等に設置してはならない (令第 2 章第 16 条及び第 17 条)。

(8) 家畜種の遺棄の禁止

家畜種の動物は遺棄してはならない (法第 2 章第 8 条)。

前述のように、家畜種 (tamdjursart) とは、スウェーデンの自然にもともと生息していない動物を意味する用語であり、ウシ、ブタ等の農業用動物のほか、イヌ、ネコ等の愛玩動物 (ペット)、ワニ等のエキゾチック・アニマルも含まれる。遺棄する (överge) とは、これらの動物を、世話をする者を定めることなく、意図して持続的に放置することを意味する⁽²⁹⁾。人が飼養していない家畜種の動物は、苦痛を感じていると推定されるべきであるとされており⁽³⁰⁾、したがってこのような状態は、不必要な苦痛を動物に与えてはならないとする法第 2 章第 1 条第 1 項の規定に反するものである。また、上述のように、飼養動物には十分に監視を行い、また良質の飼料と水を十分に与えなければならない旨定められており (法第 2 章第 4 条第 1 項及び第 2 項)、家畜種の動物を遺棄することは、既にこの規定に反するものである。

それにもかかわらず、動物保護法の独立した条文で家畜種の動物 (具体的に対象となるのは多くの場合ネコである。) の遺棄の禁止を規定する意義は、飼養者が自らの飼養する動物に対して、当該責任を他の者に移転するか飼養する動物を殺処分するまで責任を有していることを明確にし、動物飼養に関して許される行動と許されない行動に対する人々の意識改革に資する点にあるとされている⁽³¹⁾。

なお、いわゆる TNR プロジェクト⁽³²⁾の対象であるネコは飼養されているとみなされる。したがって、TNR プロジェクトを終了しようとする者は、当該ネコの世話をする他の者を見つけるか、当該ネコを殺処分しなければならない⁽³³⁾。

⁽²⁹⁾ *ibid.*, pp.314-315.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, p.63.

⁽³¹⁾ *ibid.*, p.114.

⁽³²⁾ ネコを捕獲して、不妊・去勢手術を施し、元の場所に戻す取組。TNR は英語の Trap (捕獲する)、Neuter (中性化する、すなわち不妊・去勢手術を行う)、Return (元の場所に戻す) の頭文字を取ったものである。

⁽³³⁾ "Ny djurskyddslag," *op.cit.*(18), p.115.

(9) 動物の殴打、毀傷、酷使の禁止

動物を殴打し、傷つけ又は酷使してはならない（法第2章第9条第1項）。また、動物に苦痛又は負傷の原因となるおそれのある方法で器具を使用してはならない（法第2章第9条第2項）。ただし、獣医学上の理由で行う場合、動物実験倫理委員会が承認した動物実験の一部として行う場合又は類似の正当な理由により行う場合には、第1項にいう傷つけることの禁止規定及び第2項の器具使用禁止規定は適用されない（法第2章第9条第3項）。

(10) 動物との性行為の禁止

動物と性行為を行うことは禁止される（法第2章第10条第1項）。ただし、人工授精等、獣医学上、繁殖上又は類似の正当な理由により行われる行為は、当該禁止には含まれない（法第2章第10条第2項）。

(11) 特定の繁殖の禁止

親の動物又は子の動物に苦痛を生じさせる方法で繁殖を行うことは禁止される（法第2章第11条第1項）。また、極度に強い闘争心を有するイヌ、容易に苛立ち噛みつくイヌ、攻撃を中断させるのが困難なイヌ、人間や他のイヌに闘争の関心を向ける傾向のあるイヌを所有し繁殖することは禁止される（令第2章第20条）。

(12) 動物の輸送

動物の輸送に際しては、動物を暑熱、寒冷、衝撃、擦過等から保護する、目的に適した輸送手段で輸送しなければならない。動物は可能な限り、互いに隔てられていなければならない（法第2章第13条第1項）。

また、動物を輸送する者は、動物を監視し、積込み、輸送、積降ろしの際に、動物に傷害を負わせ又は苦痛を与えぬよう、必要な措置を講じなければならない（法第2章第13条第2項）。

3 動物に関する競技及び動物の公開の場での展示（第3章）

第3章では、競馬やドッグレース等の「競技（tävling）」、品評会や盲導犬認定試験、麻薬探知犬認定試験等の動物の個体能力を評価する「試験（prov）」、映画や放送番組等の「録音及び録画（ljud- och bildinspelning）」、サーカスやショー等の「公演（föreställning）」、動物園、学校の授業、企業の展示会等での一般公衆向けの「展示（förelisning）」（以下本稿では「競技・展示等」という。）に動物を使用する場合の規定について定める。

(1) 苦痛を与える方法での動物の調教・使用の禁止

競技・展示等に際しては、苦痛を与える方法で動物を調教し、又は使用してはならない（法第3章第1条第1項）。また、動物をケージ（檻：bur）⁽³⁴⁾又はそれと同様に動物の行動の自由を制限する空間に入れて巡回させつつ公開展示することは禁止される（令第3章第3条第1項）。

特に、サーカスに関しては、動物を輸送しつつ各地を巡回し、また動物を調教して公演を行

⁽³⁴⁾ ケージとは、動物を保管する空間で、一定の最小寸法に満たないものを指す（したがって、動物を収容する容器の具体的な形状を問わない）。

うというその事業の性質から、上述の動物保護法の目的や動物保護の基本原則が遵守できないリスクが高いため、より厳格な規定が設けられている。すなわち、サーカスに関しては、特定の動物（サル、肉食動物⁽³⁵⁾（家畜のイヌ及び家畜のネコを除く。）、鱈脚（ききやく）類⁽³⁶⁾、ゾウ、サイ、カバ、シカ（トナカイを除く。）、キリン、カンガルー、猛禽類⁽³⁷⁾、ダチョウ、ワニ）については、巡回させ公開展示すること（すなわちサーカスで使用する）自体が禁止される（令第3章第3条第2項）。それ以外の動物を使用する場合にも、当該サーカスの活動及び当該動物に関する記録（病気や怪我及びその治療に関する医療記録、蹄（ひづめ）のケアに関する記録等）を作成し、当該サーカスの活動に関する情報を公的機関に提出することを、事業者が義務付けることができる（令第3章第5条）。

なお、動物の個体能力を評価する「試験」に関しては、盲導犬、麻薬探知犬等の社会的に有益な活動に対する動物の適性を評価するものがその中に含まれていることに鑑み、政府又は政府が指定する公的機関は、苦痛を与える方法での動物の調教・使用の禁止という、上述の動物保護法の規定の適用を免除する命令を定めることができる（法第3章第1条第2項第2号）。

(2) ドーピング等の禁止

競技又は試験のために調教され又はそれに参加する動物には、ドーピング又はその他の不適切な措置を施すことが禁止される（法第3章第2条第1項）。

ドーピングとは、動物のパフォーマンスや気質に特定の効果がある物質（例えば医薬品）を与えることを指す。当該物質には、動物のパフォーマンスを向上させる物質（興奮剤等）のほか、ストレスのある動物を落ち着かせ、通常のパフォーマンスを回復させる物質（鎮痛剤・局所麻酔薬等）も含まれる。また、その他の不適切な措置の例としては、痛覚を麻痺させる神経切除、鍼治療、超音波治療等が挙げられる⁽³⁸⁾。

4 動物のケア及び手術による侵襲（第4章）

第4章では、ケアや手術・注射等、医療・介護行為等の動物への実施について定める。

(1) ケアの実施

負傷し、又は病気になった動物に対しては、速やかに必要なケアを与えるか、又は当該動物を殺処分しなければならない（法第4章第1条第1項）。負傷又は病気が重度であり、緩和することができない苦痛を動物に与えている場合、当該動物を殺処分しなければならない（法第4章第1条第2項）。

(2) 獣医学上の理由のない手術・注射の禁止

獣医学上の理由から正当化される場合を除き、動物に手術を行い、又は注射することは禁止される（法第4章第2条第1項）。ただし、動物実験倫理委員会が承認した動物実験については、当該禁止規定の適用対象外である（法第4章第2条第2項）。また、手術は原則として麻酔を

⁽³⁵⁾ ライオン、トラ、ヒョウ、クマ、キツネ等。

⁽³⁶⁾ アシカ、オットセイ、アザラシ、セイウチ等。

⁽³⁷⁾ ワシ、タカ、フクロウ等。

⁽³⁸⁾ “Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(18), pp.319-320.

施して行わなければならない（法第4章第2条第3項）。

(3) 獣医師及び動物保健従事者

ケア、手術・注射等の医療・介護行為は、獣医師又は動物保健従事者が行わなければならない（法第4章第1条第3項、同第3条第1項）。動物保健従事者（djurhälsopersonal）には、獣医師のほか、動物看護師、蹄鉄工でスウェーデン農業庁の承認を受けた者、理学療法士、作業療法士又は歯科医師の資格を有する者でスウェーデン農業庁の承認を受けた者などが含まれる⁽³⁹⁾。

(4) 例外規定

動物の去勢及びウシ・ヤギの除角については、獣医学上の理由がなくとも行うことができる（令第4章第1条第1項）。トナカイの雄及び7日齢未満のブタの雄の去勢は、獣医師又はその他の動物保健の専門家以外の者も行うことができ、特に前者は麻酔をすることなしに行うことができる（令第4章第1条第2項）。他方、ウシ・ヤギの除角は、獣医師、その他の動物保健の専門家、獣医師が適切とみなしたその他の者によって行われなければならない（令第4章第1条第3項）。

(5) ホルモン剤投与の禁止

飼料として認められた物質を除き、病気の予防、発見、治療及び緩和以外の目的で、ホルモン剤又は動物の性質に影響を与えるその他の物質を動物に投与することは禁止される（法第4章第4条、令第4章第3条第1項及び第2項）。

5 と畜及びその他の動物の殺処分（第5章）

第5章では、と畜及びその他の殺処分を定める。動物の殺処分に関してはEU規則（「殺処分時の動物の保護に関する2009年9月24日の閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009」）⁽⁴⁰⁾が定められており、EU加盟国であるスウェーデンはその直接適用を受ける。このため第5章の規定は、上記EU規則の対象範囲では、当該規則を補完し、より厳しい動物保護要件を課すものとなっている⁽⁴¹⁾。

と畜（slakt. 動物を食用として使用する目的で殺すこと）又はその他の殺処分に際しては、当該動物が不必要な苦痛及び不快から免れるようにしなければならない（法第5章第1条第1項）。放血によりと畜され又はその他の方法で殺処分される動物は事前に意識を失わせ、死亡する前に他のいかなる措置も行ってはならない（法第5章第1条第2項）。ただし、人間の健康や安全への深刻なリスクを生じさせる場合や、動物が負傷又は病気によって他の方法では緩和不可能な深刻な痛みや苦痛を有する場合などに当該動物を緊急殺処分する等の状況では、前

⁽³⁹⁾ “Om arbete i djurens hälso- och sjukvård: Djurhälsopersonal.” Jordbruksverket HP <<https://www.jordbruksverket.se/ammesomraden/djur/djurhalsopersonal/arbeteinomdjurensalshsoochsjukvard/omarbeteidjurensalshsoochsjukvard.4.32b12c7f12940112a7c800010341.html>>

⁽⁴⁰⁾ Council Regulation (EC) No 1099/2009 of 24 September 2009 on the protection of animals at the time of killing, OJ L303, 2009.11.18, pp.1-30. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32009R1099&from=EN>>

⁽⁴¹⁾ “Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(18), pp.322-323.

述の意識消失要件は適用されない（法第5章第1条第3項）。意識消失措置は、と畜又は殺処分される動物が速やかに意識を失い、意識を回復しないように実施しなければならない（令第5章第1条第1項）。

動物がと畜場で不必要な苦痛を受けているか又はその可能性があるかと推定される場合、公的獣医師⁽⁴²⁾は、と畜を禁止するか、当該動物の即時殺処分を決定するか、又は動物保護の観点から直ちに必要な措置を講じなければならない（令第5章第2条第1項）。緊急時に公的獣医師が当該と畜場に不在である場合、その公的な補助者は、当該動物を即時殺処分するよう決定することができる（令第5章第2条第2項）。

6 事前検査及び許可（第6章）

第6章では、動物飼養に使用する畜舎、養畜場、囲い、新技術に関する事前検査、特定の動物飼養に対して許可を受ける義務等について規定する。

(1) 事前検査不受検の場合の使用禁止

動物保護及び動物衛生の観点から、事前検査を必要とする畜舎、養畜場、囲いについて、受検することなく新築、増改築、重大な改変、動物の飼養・繁殖への新規利用等の措置が講じられた場合、政府が指定する公的機関（具体的には県中央行政庁（länsstyrelse）⁽⁴³⁾）は、当該施設への動物の収容を禁止するよう決定しなければならない（法第6章第2条第1項、令第6章第1条第1項、同第3条第1項、同第4条）。なお、事前検査による承認を必要とするのは、ウマ、農業用動物、教育（動物実験⁽⁴⁴⁾を除く。）に使用する動物用の畜舎、養畜場、囲いであり（令第6章第1条第2項）、イヌ・ネコ等愛玩動物用の当該施設は事前検査の対象ではない。

(2) 新技術の事前検査義務

動物保護及び動物衛生の観点から、動物飼養に使用する新技術は、使用前に政府が指定する公的機関（スウェーデン農業庁）による事前検査を受け、承認を得なければならない（法第6章第3条、令第6章第5条第1項及び第3項）。

(3) 特定の動物飼養に対して許可を受ける義務

業として又は大規模に愛玩動物の繁殖、ウマの繁殖、毛皮用動物（ミンク、キツネ、チンチラ等）の繁殖等、動物保護上の問題（例えば過密飼育）が発生するリスクの高い特定の動物飼養を行う者は、政府が指定する公的機関（県中央行政庁）の審査を受け、当該活動に対する許可を受けなければならない（法第6章第4条第1項及び第2項、令第6章第6条第1項）。当該審査に際しては、申請者が当該活動を遂行するのに適切であるとみなし得るか否か、また当

(42) 公的獣医師（officiell veterinär）とは、感染症の予防・拡大阻止等の目的のため、スウェーデン農業庁による訓練を受け、同庁から任命された獣医師をいう（“Officiella veterinärer är nyckelpersoner i smittskyddsarbetet.” Jordbruksverket HP <<https://www.jordbruksverket.se/amnesomraden/djur/djurhalsopersonal/officiellveterinar.4.7409fe2811f8e7990b880001063.html>>）。

(43) スウェーデンには現在、21の県（län）が置かれている。県中央行政庁（länsstyrelse）は、各県における国の行政の総合的執行機関である（萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部、2007、p.134.）。

(44) 実験動物用の施設に対しては、動物保護令第7章第30条及び第31条で、同様の（事前検査の受検による承認要件、不受検の場合の使用禁止等の）規定がなされている。

該活動を遂行する施設が動物保護の見地から適切であるか否かについて、特に考慮がなされる（法第6章第4条第3項）。適切性の要件が満たされなくなった場合、許可は撤回され得る（法第6章第5条）。

7 動物実験（第7章）

第7章では、動物実験について定める。

(1) 動物実験の基本原則

動物実験は、動物を使用しない他のいずれの適当な方法でも達成することが不可能な場合に限り、可能な限り少数の動物を使用して、使用される動物には絶対に必要である以上の苦痛を与えぬよう設計して行わなければならない（法第7章第1条第1項第1号から第3号）。また、動物実験に使用する動物は、当該目的のために繁殖したものでなければならない（目的繁殖の要件。同第4号）。

(2) 実験動物活動の許可

実験動物の使用、繁殖、保管、供給には許可が必要である（法第7章第2条第1項）。ただし、許可が必要な動物は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口（えんこう）類⁽⁴⁵⁾、頭足（とうそく）類⁽⁴⁶⁾の動物部類に属する動物に限られる（令第7章第1条第1項）。当該許可の審査は、政府が指定する公的機関（スウェーデン農業庁）により行われる（法第7章第2条第1項、令第7章第1条第3項）。当該許可の審査に際しては、申請者が当該活動を遂行するのに適切であるとみなし得るか否か、また当該活動を遂行する施設が動物保護の見地から適切であるか否かについて、特に考慮がなされる（法第7章第3条第1項）。実験動物の繁殖に対する許可の審査に対しては、当該動物に対する必要性についても考慮がなされる（法第7章第3条第2項）。上記の適切性の要件が満たされなくなった場合、許可は撤回され得る（法第7章第5条）。

実験動物活動の許可は、自然人、法人のいずれに対しても与えられる（法第7章第4条第1項）。許可を与えられた者は、動物保護法令（関連する庁令等を含む。）及び当該法令が補完するEU規定に従って、当該活動を遂行しなければならない（法第7章第6条第1項）。

(3) 実験動物活動の組織

実験動物活動においては、当該活動の遂行に責任を負う管理者、当該活動の遂行に助言・支援を与える獣医師（又はその他の資格を有する専門家）、当該活動の遂行に必要な教育訓練及び能力を有する十分な規模の人的資源、動物保護に関する事項について当該活動に従事する職員に助言を行い動物保護の見地から当該活動を監視する動物保護組織が置かれていなければならない（法第7章第7条第1項）。

(4) 動物使用に対する倫理的承認

動物実験で動物を使用する者は、使用を開始する前に、(2)の許可に加えて、地方動物実験

(45) ヌタウナギ、ヤツメウナギ。

(46) タコ、イカ等。

倫理委員会 (regional djurförsöksetisk nämnd. 詳細は後述) による倫理的見地からの審査を受け、その承認を得なければならない (法第 7 章第 9 条第 1 項、令第 7 章第 6 条第 3 項)。倫理的承認の対象となる動物は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類、頭足類の動物部類に属する動物に限られる (令第 7 章第 6 条第 1 項)。

当該承認の審査に際しては、実験の意義と動物の苦痛を比較衡量しなければならない (法第 7 章第 10 条第 1 項)。長時間にわたり、かつ緩和することができない深刻な苦痛を引き起こすおそれのある動物実験に対しては、倫理的承認を与えてはならない (令第 7 章第 9 条)。

動物実験の倫理的承認に関する申請は、実験内容についての理解促進等を図るため、当該動物実験のポピュラーサイエンス⁽⁴⁷⁾的要約 (非技術的要約) を含んでいなければならない (令第 7 章第 8 条第 1 項)。

動物実験の倫理的承認に関する申請は、その動物使用が公共の見地から重要であるとみなすことができ、かつ、法第 7 章第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する動物実験の基本原則が充足される場合にのみ、承認することができる (法第 7 章第 10 条第 2 項)。承認は決定の日から最大で 5 年間有効である (令第 7 章第 11 条)。動物実験が承認された内容どおりに行われない場合、承認は撤回され得る (法第 7 章第 11 条)。

(5) 動物実験倫理委員会

倫理的見地から動物実験の審査を行う動物実験倫理委員会は、地方動物実験倫理委員会と、中央動物実験倫理委員会 (centrala djurförsöksetiska nämnden) から構成されている。

(i) 地方動物実験倫理委員会

地方動物実験倫理委員会の設置数及び設置地は、スウェーデン農業庁により決定される (令第 7 章第 13 条第 1 項)。少なくとも 6 つの地方動物実験倫理委員会が設置されなければならない (令第 7 章第 13 条第 2 項)、現在はストックホルム (Stockholm)、イエテボリ (Göteborg)、マルメ/ルンド (Malmö/Lund)⁽⁴⁸⁾、ウメオ (Umeå)、ウプサラ (Uppsala)、リンシェーピング (Linköping) の 6 か所に設置されている⁽⁴⁹⁾。

各地方動物実験倫理委員会は、1 名の委員長、1 名以上の副委員長、一般市民、研究者、実験動物の世話をを行う職員の代表者を含む 14 名以内の委員で構成される (令第 7 章第 14 条第 1 項、同第 15 条第 2 項)。委員は 4 年以内の任期で、スウェーデン農業庁により任命される (令第 7 章第 15 条第 3 項)。委員長及び副委員長は、中立であり、常任裁判官又は常任裁判官であった者の中から任命される (令第 7 章第 14 条第 2 項)。その他の委員のうち半数は一般市民でなければならない、一般市民の委員のうち、動物保護団体の代表者は半数未満でなければならない (令第 7 章第 14 条第 3 項)。

地方動物実験倫理委員会の委員は、倫理的承認の審査に際して、決定に必要な予備調査 (動

(47) ポピュラーサイエンス (通俗科学) とは、科学を、専門学術用語を用いず、一般大衆に理解できる平易な言葉や例で説明したものをいう (松村明監修『大辞泉 第 2 版』小学館, 2012, p.3369.)。

(48) マルメ (Malmö kommun) 及びルンド (Lunds kommun) は近接する基礎的自治体で、共に大マルメ都市圏 (Stormalmö) の一部を構成する。

(49) "Djurförsöksetisk nämnd." djurförsök.info HP <<https://www.djurforsok.info/varfor-djurforsok/etik/djurforsoks-etisk-namnd/>>

物保護令の表現では「準備 (beredning)」を行うことができる (令第7章第17条)。

地方動物実験倫理委員会は、倫理的承認の審査を行うとともに、動物実験を主導する者に助言を提供する (令第7章第19条)。また、同委員会は、審査を行った動物実験について、(中央動物実験倫理委員会による) 事後評価を行うか否かも決定する (法第7章第10条第3項)。

(ii) 中央動物実験倫理委員会

中央動物実験倫理委員会は、地方動物実験倫理委員会の決定に対する異議申立てを審査し、また、審査案件の事後評価を行う (法第7章第13条)。

同委員会は、1名の委員長と6名の他の委員から構成され、他の委員のうち4名は科学的専門知識を有する者とし、2名は専門家でない者とする (法第7章第14条第1項)。専門家でない者のうち1名は動物保護の利益を代表しなくてはならない (同)。また、委員には代理者を任命することができる (同)。

中央動物実験倫理委員会の委員及び代理者は、政府により定められた期間任命される (法第7章第14条第3項)。委員長及びその代理者は、常任裁判官又は常任裁判官であった者でなければならない (法第7章第14条第2項)。

中央動物実験倫理委員会の委員長は、委員又は代理者の中から、期間を定めて科学書記 (vetenskaplig sekreterare) を任命する (令第7章第21条第1項)。科学書記は、中央動物実験倫理委員会の会議の予備調査 (準備) を行い、科学的専門知識を提供する (令第7章第21条第2項)。中央動物実験倫理委員会の案件は、調査報告⁽⁵⁰⁾の後に決定される (令第7章第22条)。

地方動物実験倫理委員会の決定に対する異議申立てについて、中央動物実験倫理委員会は、当該異議申立て案件が完全な状態で同委員会に到着した時から2か月以内に決定を行わなければならない (令第7章第23条)。

中央動物実験倫理委員会が行う動物実験の事後評価には、当該動物実験が目的を達成したか否か、動物にもたらした苦痛、使用した動物の種類及び数、当該動物実験の困難さの程度、当該動物実験の代替・制限・改善に資する措置等が含まれる (令第7章第24条第1項)。評価結果は公開され (令第7章第24条第2項)、中央動物実験倫理委員会は、スウェーデン農業庁に、当該評価のポピュラーサイエンス的 요약更新のための基礎情報を提供する (令第7章第25条)。

中央動物実験倫理委員会は、毎年3月1日までに、直近の暦年におけるその活動に関する報告書を、政府事務局に提出する (令第7章第28条第1項)。また、同委員会は、スウェーデン農業庁が知っておく必要があると考えられる重要な決定については、同庁に通知しなければならない (令第7章第27条)。

(6) 動物実験の際の麻酔要件

倫理的承認の対象となる動物 (すなわち哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類、頭足類の動物部類に属する動物) を使用する動物実験に際して、使用される動物に身体的苦痛又は精神的苦痛を引き起こすおそれがある場合には、当該動物に麻酔を施さなければならない (令第7章第29条第1項)。実験の目的上必要がある等の場合には、当該動物を部分的な麻酔又は

⁽⁵⁰⁾ 決定者の前で案件に関する重要な事項について説明を行う者を調査報告者 (föredragande) といい (萩原編著 前掲注(43), p.73.)、行われる報告を調査報告 (föredragning) という。

麻酔なしで動物実験に使用することができるが、そのような場合には、当該動物の苦痛を制限するために鎮痛剤又は鎮静剤を使用しなければならない(令第7章第29条第2項及び第3項)。

8 公的統制及び公的機関の任務 (第8章)

第8章では、動物保護に関する公的統制及び動物保護に関する公的機関の任務等について定める。

(1) 公的統制の所管官庁

動物保護に関する法令(関連するEU規定を含む。)等を遵守させ、当該法令等の目的を達成するための公的統制は、県中央行政庁及び政府が指定するその他の公的機関(両者を併せて「監督機関(kontrollmyndigheterna)」という。)が行う(法第8章第1条)。後者の「政府が指定するその他の公的機関」には、国の公的機関が想定されており、基礎的自治体(kommun)は含まれない⁽⁵¹⁾。動物保護令ではより具体的に、県中央行政庁が公的統制の実施権限を有する公的機関であり(令第8章第6条)、ただし、殺処分時の動物の保護に関する閣僚理事会規則(EC) No.1099/2009⁽⁵²⁾第8条(拘束装置及び麻酔装置への使用説明書の添付)の遵守に関する公的統制はスウェーデン農業庁が、同規則第12条(第三国からの食肉等の輸入の要件)の遵守に関する公的統制はスウェーデン食品庁(Livsmedelsverket)が、スウェーデン軍(Försvarsmakten)内部で使用される動物に関する公的統制は保健及び環境担当の防衛検査官が、それぞれ実施権限を有する(令第8章第8条)ことを定めている。

また、スウェーデン食品庁は、と畜場の公的獣医師及び公的な補助者を通じて、EU規則に基づき、と畜場において同人が実施することを義務付けられている動物保護の公的統制⁽⁵³⁾を実施する(令第8章第9条)。

上記の公的統制又は政府が別段の決定を行った場合などを除き、一般に動物保護に関する問題を所管する公的機関は、スウェーデン農業庁である(令第8章第1条)。

スウェーデン農業庁、スウェーデン食品庁及び県中央行政庁は、動物保護の公的統制を発展させるため、動物保護統制協議会(rådet för djurskyddskontroll)を合同で組織し、課題調整と合意形成等に向けて協働する(令第8章第11条第1項)。

(2) 監督機関の任務

監督機関は、助言、情報提供又はその他の方法により、個々の者が動物保護に関する法令(関連するEU規定を含む。)等を遵守するよう促す(法第8章第4条)。また、監督機関は、当該法令等の違反を告発する(法第8章第5条)。

監督機関は、動物保護に関する法令(関連するEU規定を含む。)等を遵守させるために必要な差止命令(不作為命令及び作為命令)⁽⁵⁴⁾を決定することができる(法第8章第9条第1項)。

(51) “Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(18), p.331.

(52) 前掲注(40)の規則。

(53) 具体的には、食肉用の動物がと畜場に到着した時、公的獣医師等により健康状態等の検査が行われるが、その際には動物保護上の問題点(動物虐待の有無等)も併せてチェックされる。

(54) 差止命令(föreläggande)は、公的機関や裁判所が、対象となる者に、一定の行為を行わないよう(又は一定の行為を行うよう)命じる命令をいう。したがって、不作為だけではなく作為を命じる場合もある。

ただし、法第9章第1条にいう動物禁止（後述）の差止命令、法第9章第3条にいう一定の期間内に動物を手放す差止命令（詳細は後述）は、当該条項に定める場合に限り決定することができる（法第8章第9条第2項）。

監督機関は、動物保護に関する法令（関連するEU規定を含む。）等に従わない者があるとき、その者に支出させて当該状態を是正するよう決定することができる（法第8章第10条第1項）。

政府が指定する監督機関（スウェーデン農業庁）は、他の監督機関を調整し、必要に応じてその活動に助言・支援を行う（法第8章第3条、令第8章第10条第1項）。同庁は毎年4月15日までに、動物保護に関する公的統制及び監督機関のその他の動物保護活動に関する統計及び分析（全国動物保護報告書（nationell djurskyddsrapport））を、政府事務局に報告する（令第8章第10条第2項）。

(3) 監督機関の権利

監督機関及び公的統制に従事する監督組織は、統制に必要とする範囲内で、情報を入手し文書の一部を取得する権利を有する（法第8章第11条）。

また、監督機関及び公的統制に従事する監督組織は、統制に必要とする範囲内で、動物が飼養されていると認め得るか又は動物飼養に関係する区域、施設、建物、生息地及びその他の空間に立ち入り、そこで動物を査察し、検査を行い、試料を採取することができる（法第8章第12条第1項）。なお、住居への立入りは、一定の条件を満たす場合に限り認められる（法第8章第12条第2項）。監督機関及び監督組織は、法第9章第1条にいう動物禁止の差止命令の遵守状況を確認するために必要である場合にも立入りが認められる（この場合には、住居への立入りに対する条件はない。法第8章第12条第3項）。

公的統制を受ける者は、当該統制の実施に必要な支援を提供しなければならない（法第8章第15条）。

(4) スウェーデン警察の支援

スウェーデン警察（Polismyndigheten）は、監督機関が公的統制を実施し又は動物保護に関する法令（関連するEU規定を含む。）等を実施するために、警察官の特別な権能の行使が必要不可欠である場合には、必要とされる範囲内で支援を提供しなければならない（法第8章第16条）。

この第8章の規定は、EUの新しい公的統制規則の施行等を反映して、2021年4月1日以降大幅に改正されている。詳細については第II章で述べる。

9 動物禁止及び一時保護（第9章）

第9章では、動物禁止、動物の緊急殺処分、動物の一時保護、動物の即時一時保護等について定める。

(1) 動物禁止

動物禁止（djurförbud）とは、動物を管理することを禁止するよう決定することをいう（法第9章第1条第1項）。県中央行政庁は、動物の監視及びケアを著しく怠った者、動物を虐待

した者、動物保護の見地から重大な意味を有する監督機関の決定に従わない者、動物保護に関する監督機関の差止命令の繰返しの対象となった者、刑法典にいう動物虐待の罪又は動物保護法第10章第1条から第5条までにいう動物保護に関する罪を犯したことが明らかになった者に対して、動物禁止を決定しなければならない(同)。ただし、動物禁止を導く事情が繰返されない可能性が高い場合には、動物禁止を決定してはならない(法第9章第1条第2項)。

動物禁止は、全ての動物種を禁止対象とすることも、対象の動物種を限定して禁止対象とすることも可能である(法第9章第2条第1項)。また、特定の数よりも多数の動物を管理することを対象として動物禁止を決定することもできる(同)。また、特定の管理する行為に限定して動物禁止を決定する(例えば、自ら動物を飼養することは禁止されるが、他の者が飼養する動物の世話をすることは禁止の対象から外れる)⁽⁵⁵⁾こともできる(同)。

動物禁止は、一定の期間、又は期限を定めず当面の間適用することができる(法第9章第2条第2項)。県中央行政庁は、必要がなくなった動物禁止を廃止しなければならない(法第9章第2条第3項)。

県中央行政庁は、動物禁止を決定(変更及び廃止を含む。)した場合、当該決定の内容をスウェーデン警察に通知する(令第9章第3条)。また、スウェーデン警察は、動物禁止を決定する前提条件が存在すると判断した場合、その旨を速やかに県中央行政庁に報告する(令第9章第1条第1項)。

動物禁止を決定された者が動物を所有又は飼養している場合、県中央行政庁は直ちに、当該者が一定の期間内に当該動物禁止に含まれる動物を手放すよう、差止命令を行わなければならない(法第9章第3条)。ただし、県中央行政庁が当該動物を一時保護することを決定する場合は、この限りでない(同)。

(2) 動物の緊急殺処分

動物が重度の疾病又は負傷に遭遇して直ちに殺処分すべきである場合、獣医師又は警察官(緊急の場合にはそれ以外の者も)は、当該動物の所有者と接触できない場合にあって、当該動物を殺処分することができる(法第9章第4条第1項)。動物を殺処分した者は、所有者又は当該動物について責任を有する者にその旨を通知(それが不可能な場合には県中央行政庁に通報)する(法第9章第4条第2項)。

(3) 動物の一時保護・即時一時保護

動物が不当に苦痛を与えられており、監督機関の命令後もそれが是正されない場合、動物保護の見地から重大な意味を有する監督機関の決定が遵守されていない場合、動物禁止又は動物の所有を解消する決定が遵守されない場合には、県中央行政庁は、動物を一時保護(omhändertagande)することを決定し、それを実施する責任を負う(法第9章第5条)。

動物が不当に苦痛を与えられており監督機関の命令後もそれが是正されない場合において、当該動物の苦痛が改善される見込みがないか、当該動物の所有者が不明若しくは連絡を取ることができないか、又は動物保護の見地から必要不可欠であると判断される場合には、県中央行政庁又はスウェーデン警察は、動物を即時一時保護(omedelbart omhändertagande)することを

⁽⁵⁵⁾ 動物禁止の対象となる管理行為を限定する具体例については、“Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(18), p.339.

決定し、これを実施する責任を負う（法第9章第6条第1項及び第4項）。スウェーデン警察は上記以外の場合にも、動物禁止に関する決定に違反して保有されている動物を、即時一時保護するよう決定することができる（法第9章第6条第2項）。スウェーデン警察が即時一時保護に関する決定を行った場合、同警察は当該決定について速やかに県中央行政庁に通知する（法第9章第6条第3項）。

一時保護又は即時一時保護された動物について、その所有者は、県中央行政庁の許可なくこれを処分することはできない（法第9章第7条）。当該動物について、県中央行政庁は、売却するか、その他の方法で譲渡するか、又は殺処分するかを速やかに決定し、当該決定の実施に責任を負う（法第9章第8条）。殺処分の決定は、売却又は譲渡が不可能である場合に限り行う（同）。

一時保護又は即時一時保護に要する費用は、最終的には当該動物の所有者等、当該措置の対象者が負担する（法第9章第9条第1項）。県中央行政庁又はスウェーデン警察は、当該費用について一般財源からの立替払を行い、当該動物の売却代金から当該費用を徴収することができる（法第9章第9条第1項及び第2項）。売却代金は先ず県中央行政庁の費用に充てる（法第9章第9条第2項）。

10 刑罰及びその他の制裁（第10章）

第10章では、動物保護法令（関連する庁令等を含む。）及びそれが補完するEU規定に違反した者に対する罰則等について定める。

刑罰等については、高い水準の動物保護を達成し、また動物保護法令の遵守を確実にする観点から、動物に対する犯罪についての刑法典及び動物保護法などの罰則等を改正・強化する検討が政府部内で行われており⁽⁵⁶⁾、2021年9月には、当該法の改正案を含む政府提出議案（*Regeringens Proposition: Prop.*）が、国会に提出される予定である⁽⁵⁷⁾。

11 異議申立て（第11章）

第11章では、異議申立てについて定める。

動物実験の倫理的承認に関する地方動物実験倫理委員会の決定については、中央動物実験倫理委員会に異議申立てを行うことができる（法第11章第1条第1項）。中央動物実験倫理委員会の決定には、異議申立てを行うことができない（法第11条第1条第2項）。

その他の決定については、一般行政裁判所に異議申立てを行うことができる（法第11章第2条第1項）。ただし、スウェーデン軍に関連する決定は、政府に異議申立てを行う（同）。

⁽⁵⁶⁾ 2020年2月には、当該問題に関する調査委員会報告書（Statens offentliga utredningar: SOU）が公表されており（“Brott mot djur - Skärpta straff och ett mer effektivt sanktionssystem (SOU 2020:7),” 2020. Regeringskansliet HP <https://www.regeringen.se/490cca/contentassets/5ec80a32c8af438fbc0b3543e7934645/sou_2020_7_webb.pdf>）、また2021年6月には、当該問題に関する法制審議会レミス（Lagrådsremiss. 法律案として作成される前の原案について法制審議会（Lagrådet）の意見を聴くこと（山岡 前掲注(3), p.29.）の結果も公表されている（“Brott mot djur-skärpta straff och ett mer effektivt sanktionssystem,” 2021.6. *ibid.* <<https://www.regeringen.se/49d9ea/contentassets/3c6de7f7319241a2a1d97b19eb9c843b/brott-mot-djur--skarpta-straff-och-ett-mer-effektivt-sanktionssystem.pdf>>）。

⁽⁵⁷⁾ “Propositionsförteckning våren 2021,” 2021.1. *ibid.* <<https://www.regeringen.se/48e01c/contentassets/e9b20ecac0b940a8b866bf99a8fd2ad2/prop-for-teckn-varen-2021-slutlig-tillgangl.anpassad.pdf>>

II 動物保護法令改正の動向

第 I 章で紹介した動物保護法令の概要、及び稿末の動物保護令試訳は、2019 年 4 月 1 日の当初施行時のものである。施行以来、2021 年 8 月末に至るまで、動物保護法は 1 回、動物保護令は 4 回改正されている。このうち、2019 年 12 月 14 日から施行された第 1 次の動物保護令改正と、2021 年 4 月 1 日から施行された動物保護法改正及び第 4 次の動物保護令改正は、動物保護及び動物衛生のほか、食品衛生、植物衛生等についての公的統制に関する新しい EU 規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）2017/625（公的統制規則）。以下本稿では「規則（EU）2017/625」又は「新しい公的統制規則」という。）⁽⁵⁸⁾の実施に伴う第 8 章「公的統制及び公的機関の任務」の改正である。特に後者では、EU の新しい動物衛生法（規則（EU）2016/429。以下本稿では「新しい動物衛生法」という。）⁽⁵⁹⁾の適用開始（2021 年 4 月 21 日）も反映させるものとなり、動物保護法・動物保護令とも、第 8 章の大規模な改正が行われた。

2021 年 8 月末までの動物保護法令の改正の概要は、次のとおりである。

1 動物保護令改正（第 1 次）（スウェーデン法令全書 2019 年第 713 号）

EU の新しい公的統制規則は、2017 年 4 月 7 日の EU 官報に掲載され、一部の規定を除き 2019 年 12 月 14 日から施行された⁽⁶⁰⁾。

同規則の施行に伴い、これまで食品・飼料・動物保護及び動物衛生関連法令の遵守に関する公的統制について規定した旧公的統制規則（規則（EC）882/2004）⁽⁶¹⁾や、畜産物等の動物起源食品の公的統制組織について追加的に規定した旧動物起源食品特別公的統制規則（規則（EC）

⁽⁵⁸⁾ Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on official controls and other official activities performed to ensure the application of food and feed law, rules on animal health and welfare, plant health and plant protection products, amending Regulations (EC) No 999/2001, (EC) No 396/2005, (EC) No 1069/2009, (EC) No 1107/2009, (EU) No 1151/2012, (EU) No 652/2014, (EU) 2016/429 and (EU) 2016/2031 of the European Parliament and of the Council, Council Regulations (EC) No 1/2005 and (EC) No 1099/2009 and Council Directives 98/58/EC, 1999/74/EC, 2007/43/EC, 2008/119/EC and 2008/120/EC, and repealing Regulations (EC) No 854/2004 and (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council, Council Directives 89/608/EEC, 89/662/EEC, 90/425/EEC, 91/496/EEC, 96/23/EC, 96/93/EC and 97/78/EC and Council Decision 92/438/EEC (Official Controls Regulation), OJ L95, 2017.4.7, pp.1-142. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0625&from=EN>> なお、新しい公的統制規則の内容については、日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部農林水産・食品課ロンドン事務所『EU における新しい公的統制・植物衛生・動物衛生制度に関する調査—動物由来食品・植物・混合食品等の EU への輸出条件を中心に—』2020.3（2021.3 更新）、pp.5, 9-56, 173-174. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 HP <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11666024/www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/1f230e3f203106e4/eu_quarantine_reg210406.pdf> 等に紹介がある。

⁽⁵⁹⁾ Regulation (EU) 2016/429 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on transmissible animal diseases and amending and repealing certain acts in the area of animal health (Animal Health Law), OJ L84, 2016.3.31, pp.1-208. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0429&from=EN>> なお、動物保護法の内容については、日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部農林水産・食品課ロンドン事務所 同上、pp.82-108; 樋口修「EU の動物衛生政策—動物衛生法（規則 2016/429）を中心として—」『レファレンス』790 号, 2016.11, pp.36-48. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10218782_po_079002.pdf?contentNo=1> 等に紹介がある。

⁽⁶⁰⁾ 規則（EU）2017/625 第 167.1 条

⁽⁶¹⁾ Regulation (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on official controls performed to ensure the verification of compliance with feed and food law, animal health and animal welfare rules, OJ L165, 2004.4.30, pp.1-141. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0882&from=EN>>

854/2004)⁽⁶²⁾等が廃止された⁽⁶³⁾。この廃止を踏まえ、動物保護令第8章第9条では、と畜場における公的獣医師及び公的な補助者の任務を義務付ける EU 法令が、規則 (EC) 854/2004 から規則 (EU) 2017/625 の第18条に改められた。また、動物保護令第8章第19条では、追加統制 (法令等不遵守の検出状況が著しいために、監督機関の通常の統制活動を超えて行う公的統制) から発生する追加費用を、被統制者 (法令等に違反した者) に請求する旨の規定を定めているが、新しい公的統制規則の内容を踏まえて、同条の見出しを「当初計画されていなかった統制に対する手数料」と改め、根拠法令等を含めた記述を大幅に修正した。これらの改正⁽⁶⁴⁾は、新しい公的統制規則の施行と同じ2019年12月14日から施行された。

2 動物保護令改正 (第2次) (スウェーデン法令全書 2020 年第 113 号)

動物保護令第8章第5条が改正され⁽⁶⁵⁾、実験動物の保護に関する EU 指令 2010/63/EU⁽⁶⁶⁾ の第47.5条で規定する、欧州委員会が (動物実験の代替的手法に関連して) 加盟国に助言を行う際の連絡窓口が、スウェーデン農業庁からスウェーデン農科大学の全国動物福祉センター (SCAW) に変更された。この改正は、2020年4月15日から施行された。

3 動物保護令改正 (第3次) (スウェーデン法令全書 2021 年第 135 号)

動物実験のポピュラーサイエンス的要約が欧州委員会のデータベースで公開されることになったことに伴い、動物保護令第7章の第8条及び第25条が改正された⁽⁶⁷⁾。従来の第8条第1項が単独で第8条となり、従来の第8条第2項は新たに第8a条となり、スウェーデン農業庁は、当該要約 (又はその記述の変更) を、倫理的承認の決定後6か月以内に、欧州委員会に公開のため電子的に提出する (倫理的承認の決定変更に伴う当該要約の更新も、変更の決定後6か月以内に同様に提出する) ものと改正された。また、動物実験の事後評価に伴うポピュラーサイエンス的要約の更新を規定する第25条も、スウェーデン農業庁が事後評価の結果について当該要約を更新し、事後評価の完了後6か月以内に、欧州委員会に公開のため電子的に提出するよう改正された。当該改正に伴い、動物保護令の制定根拠を規定する令第1章第1条第2項も関連部分が改正された。これらの改正は、2021年4月1日から施行された。

(62) Regulation (EC) No 854/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 laying down specific rules for the organisation of official controls on products of animal origin intended for human consumption, OJ L139, 2004.4.30. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0854&from=EN>>

(63) 規則 (EU) 2017/625 第146.1条

(64) 改正令の原文は、“Förordning om ändring i djurskyddsförordningen (2019:66),” SFS 2019:713. <<https://svenskfornattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2019-11/SFS2019-703.pdf>>

(65) 改正令の原文は、“Förordning om ändring i djurskyddsförordningen (2019:66),” SFS 2020:113. <<https://svenskfornattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2020-03/SFS2020-113.pdf>>

(66) Directive 2010/63/EU of the European Parliament and of the Council of 22 September 2010 on the protection of animals used for scientific purposes, OJ L276, 2010.10.20, pp.33-79. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010L0063&from=EN>>

(67) 改正令の原文は、“Förordning om ändring i djurskyddsförordningen (2019:66),” SFS 2021:135. <<https://svenskfornattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2021-02/SFS2021-135.pdf>>

4 動物保護法改正（スウェーデン法令全書 2021 年第 175 号）及び動物保護令改正（第 4 次） （スウェーデン法令全書 2021 年第 189 号）

上述のように、動物保護法改正⁽⁶⁸⁾及び第 4 次の動物保護令改正⁽⁶⁹⁾は、EU の新しい動物衛生法の内容を反映させた新しい公的統制規則に、当該法令を適合させること等を目的として行われた。動物保護法の改正は 2021 年 2 月 25 日にスウェーデン国会で可決成立し、法改正を受けて動物保護令の改正も行われ、いずれも 2021 年 4 月 1 日（ただし一部例外あり）⁽⁷⁰⁾から施行された。改正の骨子は、次のとおりである。

(1) 「その他の公的活動」と任務の委任

EU の新しい公的統制規則では、公的統制を組織し実施する所管機関が行う公的統制以外の活動を「その他の公的活動」と定義し⁽⁷¹⁾、公的統制と共に規制の対象としている。

また、同規則では、当該所管機関が、公的統制及びその他の公的活動に関する特定の任務について、組織又は自然人に委任することを認めている⁽⁷²⁾。特に、公的統制の任務を自然人へ委任することは、従来の動物保護法及び動物保護令では想定されていなかった。

上記を踏まえ、動物保護法では第 1 章（導入規定）に第 4a 条「公的統制及びその他の公的活動」が新設され、「公的統制 (offentlig kontroll)」「その他の公的活動 (annan offentlig verksamhet)」の語が新しい公的統制規則に基づいて定義され、また、公的統制等について規定する第 8 章には、第 1a 条「特定の任務の委任」として、上記の新しい公的統制規則の委任規定の内容が、動物保護法にも明記された。このほか、上記の「その他の公的活動」又は任務の委任を盛り込むよう新設・改正が行われた⁽⁷³⁾。動物保護令についても同様に、上記の「その他の公的活動」又は任務の委任を盛り込むよう、新設・改正が行われた⁽⁷⁴⁾。

(2) 動物飼養者の監督機関等への情報提供義務

政府又は政府が決定する公的機関（スウェーデン農業庁）が、動物飼養者が当該動物飼養に関する情報を監督機関等に提出する義務に関する命令を定めることができるものとされた（法第 8 章第 6a 条、令第 8 章第 12a 条）。

⁽⁶⁸⁾ 改正法の原文は、“Lag om ändring i djurskyddslagen (2018:1192),” SFS 2021:175. <<https://svenskforsattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2021-03/SFS2021-175.pdf>>

⁽⁶⁹⁾ 改正令の原文は、“Förordning om ändring i djurskyddsförordningen (2019:66),” SFS 2021:189. <<https://svenskforsattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2021-03/SFS2021-189.pdf>>

⁽⁷⁰⁾ 法第 8 章第 9b 条の施行は政府の定める日、令第 1 章第 1 条の施行は 2021 年 4 月 2 日。

⁽⁷¹⁾ 規則 (EU) 2017/625 第 2.2 条

⁽⁷²⁾ 規則 (EU) 2017/625 第 III 章（第 28 条から第 33 条）

⁽⁷³⁾ 法第 8 章第 1 条（条文見出しを含む。）、第 1b 条（新設。公的統制及びその他の公的活動について委任を受けた組織又は自然人に対する行政手続法（スウェーデン法令全書 2017 年第 900 号）の適用条文について規定する。）、第 1c 条（新設。公的統制若しくはその他の公的活動等を実施している（又は実施した）個人が、当該任務の実施中に得た知見を許可なく開示又は使用することを禁止する守秘義務について規定する。）、第 6 条（条文見出しを含む。）、第 7 条（条文見出しを含む。）、第 8 条（条文見出しを含む。）、第 11 条、第 12 条、第 15 条（条文見出しを含む。）、法第 11 章第 3 条（条文見出しを含む。）。なお、このほか法第 8 章第 7 条の改正では、新しい公的統制規則における規制対象動物の範囲拡大を反映している。また、法第 8 章第 11 条及び第 12 条では、この改正の際に、公的獣医師にも監督機関等と同様の権利を認めるよう改正が行われた。

⁽⁷⁴⁾ 令第 8 章第 6 条（条文見出しを含む。）、第 8 条、第 9 条、第 13 条（条文見出しを含む。）、第 16 条（条文見出しを含む。）、第 19 条、第 20 条

(3) 違反報告制度

監督機関は、新しい公的統制規則違反の疑いを報告しようとする者のために適切な報告制度を設けることが規定された（令第8章第12b条）。

(4) 資格取消し

動物の殺処分に関与する者や動物輸送取扱者が動物保護法令（関連するEU規定を含む。）に違反した場合、監督機関はEU規則に基づき発行した資格証明書を一時的又は最終的に取り消すことができる旨、動物保護法に規定された（法第8章第9a条、同第9b条）。

このほか、新しい公的統制規則の適用や当該改正に伴い、EU規定の違反に対する罰則について規定する法第10章第4条、動物保護令の制定根拠を規定する令第1章第1条第2項、スウェーデン軍で使用する動物への適用除外について定める法第8章第17条⁽⁷⁵⁾も、関連部分が改正された。

おわりに

動物保護法令の内容は、時代、国・地域、分野（展示、動物実験等）、動物種、動物の状態（成体か幼体か胚か等）によって大きく異なり、また、倫理観の変化、社会・経済状態の変動、科学的知見の進展や技術進歩等を反映して短期間に大きく変動するという特徴がある。

わが国の「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）においても、制定以降多次にわたる法改正が行われており、令和元（2019）年の改正（令和元年法律第39号）には、政府が、改正法の施行後5年を目途に、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる規定が盛り込まれている（附則第11条⁽⁷⁶⁾）。本稿で紹介したスウェーデンの動物保護法令も、その検討に際しての1つの参考事例となるであろう。

⁽⁷⁵⁾ 併せて令第8章第19a条が新設され、スウェーデン軍で使用する動物に対する公的統制及びその他の公的活動に対しては、令第8章第19条の当初計画されていなかった統制に対する手数料に関する規定を適用しないことも定められた。

⁽⁷⁶⁾ なお、同改正法の附則第8条から第10条には、学校・試験研究機関等における動物の飼養・保管等、特定の個別の状況について、検討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定がある。

資料：動物保護令（スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号）（試訳）

第 1 章 導入規定

動物保護法との関係

第 1 条

この命令は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）の補完規定を含む。
この命令は、次に基づいて定められる。

第 1 章第 2 条第 3 項に関しては、動物保護法第 1 章第 5 条第 3 項

第 2 章第 1 条に関しては、動物保護法第 2 章第 2 条第 2 項及び第 2 章第 6 条第 4 項

第 2 章第 2 条から第 9 条に関しては、動物保護法第 2 章第 2 条第 2 項

第 2 章第 10 条に関しては、動物保護法第 2 章第 3 条第 2 項

第 2 章第 11 条に関しては、動物保護法第 2 章第 4 条第 3 項

第 2 章第 12 条及び第 13 条に関しては、動物保護法第 2 章第 2 条第 2 項及び第 2 章第 5 条第 3 項

第 2 章第 14 条及び第 15 条に関しては、動物保護法第 2 章第 6 条第 4 項

第 2 章第 16 条及び第 17 条に関しては、動物保護法第 2 章第 7 条第 2 項及び第 2 章第 9 条第 4 項

第 2 章第 18 条に関しては、動物保護法第 2 章第 7 条第 2 項

第 2 章第 19 条第 1 号に関しては、動物保護法第 2 章第 9 条第 4 項

第 2 章第 20 条に関しては、動物保護法第 2 章第 2 条第 2 項及び第 2 章第 11 条第 2 項

第 2 章第 21 条に関しては、動物保護法第 2 章第 11 条第 2 項

第 2 章第 22 条に関しては、動物保護法第 2 章第 12 条

第 2 章第 23 条に関しては、動物保護法第 2 章第 13 条第 4 項

第 3 章第 1 条から第 7 条に関しては、動物保護法第 3 章第 1 条第 2 項第 1 号

第 3 章第 8 条及び第 9 条に関しては、動物保護法第 3 章第 1 条第 2 項第 2 号

第 3 章第 10 条に関しては、動物保護法第 3 章第 2 条第 2 項

第 4 章第 1 条第 1 項並びに第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に関しては、動物保護法第 4 章第 2 条第 4 項第 2 号

第 4 章第 1 条第 2 項に関しては、動物保護法第 4 章第 2 条第 4 項第 2 号及び第 4 章第 3 条第 4 項

第 4 章第 1 条第 3 項及び第 2 条第 1 項第 3 号に関しては、動物保護法第 4 章第 3 条第 4 項

第 4 章第 2 条第 2 項に関しては、動物保護法第 4 章第 2 条第 4 項第 1 号

第 4 章第 3 条に関しては、動物保護法第 4 章第 4 条

第 5 章第 1 条、第 2 条及び第 3 条第 1 項に関しては、動物保護法第 5 章第 2 条第 1 号

第 5 章第 3 条第 2 項に関しては、動物保護法第 5 章第 2 条第 2 号

第 6 章第 1 条から第 3 条に関しては、動物保護法第 6 章第 1 条

第 6 章第 5 条に関しては、動物保護法第 6 章第 3 条

第 6 章第 6 条第 2 項第 2 号に関しては、動物保護法第 6 章第 4 条第 4 項

第 7 章第 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 条第 2 号に関しては、動物保護法第 7 章第 2 条第 2 項

第7章第2条第1号に関しては、動物保護法第7章第1条第2項
第7章第3条第1項に関しては、動物保護法第7章第6条第2項
第7章第3条第2項に関しては、動物保護法第7章第6条第3項
第7章第4条第1項に関しては、動物保護法第7章第7条第2項及び第4項
第7章第4条第2項に関しては、動物保護法第7章第7条第3項
第7章第5条に関しては、動物保護法第7章第8条第2項
第7章第6条第1項及び第2項並びに第7条に関しては、動物保護法第7章第12条第1項
第2号

第7章第8条第1項、第10条第3項及び第12条第1号に関しては、動物保護法第7章第
12条第1項第1号

第7章第9条、第11条、第12条第2号及び第3号並びに第23条に関しては、動物保護法
第7章第12条第2項第1号

第7章第12条第4号から第6号、第24条第1項及び第25条に関しては、動物保護法第7
章第12条第2項第2号

第7章第29条及び第32条第1項に関しては、動物保護法第7章第16条第1項第1号

第7章第30条に関しては、動物保護法第6章第1条及び第7章第16条第1項第1号

第7章第32条第2項に関しては、動物保護法第7章第16条第2項

第8章第12条に関しては、動物保護法第3章第1条第2項第1号及び第8章第6条第1号

第8章第13条に関しては、動物保護法第8章第7条第2項

第8章第16条に関しては、動物保護法第8章第6条及び政体法第8章第7条

第8章第17条から第20条に関しては、動物保護法第8章第8条

第10章第1条から第4条に関しては、動物保護法第10章第9条

その他の規定に関しては、政体法第8章第7条

EU 規定

第2条

動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）が完全に又は部分的に補完するEU
法の基本規則は、政府による告知に記載される。

いくつかの法律の適用範囲内にあるこれらの規則の規定に関しては、いかなる規定が動物保
護法によって補完されるかが、当該告知に記載される。

スウェーデン農業庁は、EU規定を補完するために必要な追加の命令を定めることができる。

第2章 動物を取り扱い、飼養し、管理する場合の一般規定

採卵鶏の収容要件

第1条

採卵鶏は、巣で産卵し、高所に止まり、砂浴びをするという雌鶏の必要を満たす収容システ
ムで飼養しなければならない。

スウェーデン農業庁は、雌鶏の収容方法に関する追加の命令を定めることができる。

キツネの飼養要件

第2条

キツネは、他のキツネと一緒にいること、移動すること、穴を掘ること及びその他の活動を行う必要を満たすことができるような方法で飼養されなければならない。

スウェーデン農業庁は、キツネの飼養方法に関する追加の命令を定めることができる。

乳用牛の放牧要件

第3条

生乳生産のために飼養される6か月齢超のウシは、夏期に放牧しなければならない。

第1項は、検疫中の飼養個体には適用しない。

その他のウシの放牧又は屋外滞在の要件

第4条

生乳生産のために飼養されるウシ以外のウシは、夏期に放牧するか、又は屋外に滞在する機会を与えるその他の方法で飼養しなければならない。

第1項は、6か月齢未満の個体、雄ウシ又は検疫中の飼養個体には適用しない。

放牧及び屋外滞在に関する命令

第5条

スウェーデン農業庁は、第3条及び第4条に基づく放牧及び屋外滞在の調整方法に関する命令を定めることができる。

放牧要件の免除

第6条

第3条及び第4条の免除は、次に関して個々の場合において決定することができる。

1. 1988年7月1日⁽⁷⁷⁾以降に使用が開始された畜舎で、特別な気候上の条件により屋外滞在が動物保護の観点から不適切となる場合又は予期せぬ異常な状況の結果として免除が必要である場合
2. 1988年6月30日以前に使用が開始された畜舎（特別な理由がある場合には、その後に改築又は増築したものを含む。）

第1項第1号の場合には、免除に関する事項はスウェーデン農業庁により審査される。第1項第2号の場合、動物数について9頭を超える成獣又は18頭を超える幼獣の増加により当該の畜舎が改築又は増築された場合には同様に審査される。その他の場合には、免除に関する事項は県中央行政庁により審査される。

スウェーデン農業庁は、第1項第2号に基づく免除の条件に関する命令を定めることができる。

⁽⁷⁷⁾ 旧動物保護令（スウェーデン法令全書1988年第539号）がこの日（1988年7月1日）に施行された。このため条文に見られるように、同日以降と同日よりも前とは、放牧要件の免除が認められる場合が異なっている。

免除の取消し及び期限

第7条

第6条に基づく決定は、当該決定について定められた条件が満たされない場合、取り消すことができる。

第6条に基づく決定は、期限付きであるものとする。

スウェーデン農業庁は、決定が有効である期間に関する命令を定めることができる。

繁殖ブタの屋外滞在

第8条

可能である場合、繁殖ブタには夏期に屋外に滞在する機会が与えられなければならない。

動物飼養に関する追加の命令

第9条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第2章第2条第1項に基づく要件を満たすため、特定の動物飼養の条件又は禁止に関する追加の命令を定めることができる。

能力要件に関する命令

第10条

スウェーデン農業庁は、特定の動物飼養又は動物を使用するその他の特定の活動に際しての特別な能力又は教育訓練の要件に関する命令を定めることができる。

監視、給餌及び給水の要件に関する命令

第11条

スウェーデン農業庁は、動物の監視、給餌及び給水の要件に関する命令を定めることができる。

ブタの非拘束飼養の要件

第12条

ブタは拘束しないで飼養しなければならない。

係留及び保定に関する命令

第13条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第2章第5条第1項及び第2項にいう状態で動物の移動の自由を制限し得る条件に関する命令を定めることができる。

畜舎及びその他の養畜場

第14条

畜舎及びその他の養畜場の騒音は、低水準に維持しなければならない。

畜舎及びその他の養畜場には、昼光の取入口が設置されなければならない。

スウェーデン農業庁は、次の命令を定めることができる。

1. 畜舎及びその他の養畜場の要件に関する追加の命令
2. 第2項の免除に関する命令

スウェーデン農業庁は、個々の場合において、第2項の免除を決定することもできる。

適切な敷料の要件

第15条

ブタ及び生後1か月齢までの子ウシの飼育箱には、藁（わら）又はそれと同じ機能を満たすその他の材料の敷料を敷かなければならない。

雌ウシの寝場所には、藁又はそれと同じ機能を満たすその他の材料の〔雌ウシが〕⁽⁷⁸⁾受入れ可能な寝藁（ねわら）が置かれていなければならない。

電気ショックを与える器具の禁止

第16条

行動を制御する目的で動物に電気ショックを与える器具又は装置は、畜舎、その他の養畜場又は囲いに使用し又は取り付けはならない。

輸送中の動物の保護及び関連する手続並びに指令64/432/EEC及び93/119/EC並びに規則(EC) No.1255/97の改正に関する2004年12月22日の閣僚理事会規則(EC) No.1/2005の対象となる輸送に対しては、当該輸送がスウェーデンの領土内でのみ行われるか又はスウェーデンの領土からの水上輸送を目的としている場合、閣僚理事会規則(EC) No.1/2005の別表Iの第III章1.9に加えて、第1項の規定が適用される。

と畜時の動物の保護に関する2009年9月24日の閣僚理事会規則(EC) No.1099/2009の対象となる動物に対しては、閣僚理事会規則(EC) No.1099/2009の第15.3条d及び別表IIIの1.9に加えて、第1項の規定が適用される。

電気ショックを与える器具の禁止の免除

第17条

第16条の禁止は、屋外の囲いに電気柵を使用する場合には適用されない。

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 電気柵の使用条件
2. 第16条の禁止の追加の免除
3. 第2号により定められる命令に基づいて許可される使用条件

畜舎、その他の養畜場及び囲いの設備及び器具

第18条

スウェーデン農業庁は、次における設備及び器具の要件に関して追加の命令を定めることができる。

(78) 試訳中の〔 〕の語句は、原語又は筆者による補記である（以下同様）。

1. 畜舎
2. その他の養畜場
3. 動物用の屋外の囲い

動物に使用されるその他の器具に関する命令

第 19 条

スウェーデン農業庁は、次の命令を定めることができる。

1. 動物の苦痛又は負傷を防止するための器具の設計及び使用の要件に関する命令
2. 動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 2 章第 9 条第 3 項の免除に関するより詳細な命令

特定のイヌの所有及び繁殖の禁止

第 20 条

次のイヌを所有し又は繁殖を行うことは禁止される。

1. 極度に強い闘争心を有するもの
2. 容易に苛立ち噛みつくもの
3. 攻撃を中断させるように仕向けるのが困難であるもの
4. 人間又は他のイヌに闘争の関心を向ける傾向があるもの

繁殖に関する命令

第 21 条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 2 章第 11 条第 1 項の禁止
2. 動物の自然な行動、正常な身体機能、又は自然に子孫を残す能力に影響を与える可能性のある繁殖の条件又は禁止

動物の取引に関する命令

第 22 条

スウェーデン農業庁は、業として又は大規模に愛玩動物の取引を行う者に対する教育訓練又はその他の知識の要件に関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、動物の販売又はその他の取引の条件又は禁止に関する追加の命令を定めることができる。

動物の輸送に関する命令

第 23 条

スウェーデン農業庁は、動物の輸送の条件又は禁止に関する命令を定めることができる。

第3章 動物に関する競技及び動物の公開の場での展示

競技獣医師

第1条

スウェーデン農業庁は、それが任命する獣医師を通じて、公的機関が動物の公開競技に臨席する場合に関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、当該獣医師を任命する際に、県中央行政庁に意見を提出する機会を与えなければならない。

当該獣医師は、次に掲げる業務を行わなければならない。

1. 競技前に競技区域及び参加動物の視察を行うこと。
2. 動物が負傷又は苦痛を受けている場合又はその可能性があるとして推定される場合に、直ちに競技の全部若しくは一部を禁止し、又は特定の動物の当該競技への参加を禁止すること。
3. 負傷した動物に応急手当を施すこと。

免除に関する命令及び決定

第2条

スウェーデン農業庁は、特別な理由がある場合、第1条第3項第1号の免除に関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、特別な理由がある場合、個々の場合において、第1条第3項第1号の免除を決定することもできる。

特定の場合における動物の公開展示の禁止

第3条

動物は、ケージ又はケージと同様の方法で動物の行動の自由を制限するその他の空間又は囲いの中に入れて各地を巡回させつつそれに関連して公開展示してはならない。

次の動物は、サーカス又はその他の同様の活動に際しては、その他の方法でも、各地を巡回させつつそれに関連して公開展示してはならない。

1. サル
2. 肉食動物（家畜のイヌ及び家畜のネコを除く。）
3. 鰭脚類
4. ゾウ
5. サイ
6. カバ
7. シカ（トナカイを除く。）
8. キリン
9. カンガルー
10. 猛禽類
11. ダチョウ
12. ワニ

動物の公開展示の条件

第4条

サーカス又はその他の同様の活動に際して、第3条第2項にいう動物種以外の動物は、公演時又は当該動物が公演時に観覧に供されたという前提条件の下でのみ、畜舎又は動物用のその他の保管施設で公開展示することができる。当該動物の子は、それが公演時に観覧に供されていない場合でも、当該スペースで観覧に供することもできる。展示のための訓練を目的としてサーカスに同行する個々の動物にも、同様のことが適用される。

サーカスに関する命令

第5条

スウェーデン農業庁は、サーカスで動物を展示する者に対する次の義務に関する命令を定めることができる。

1. 当該活動及び当該動物に関する記録を行うこと。
2. 当該活動に関する情報を提供すること。

動物園の承認

第6条

動物園又は類似の施設は、県中央行政庁による承認を受けるまでは、動物の公開展示のために使用を開始することができない。動物の移動又は新築、重大な増築若しくは改築に際しても、同様のことが適用される。

競技、試験及び公開展示に関する命令

第7条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第3章第1条第1項第1号から第3号までにいう動物の訓練又は使用に関する追加の命令を定めることができる。

試験時の苦痛禁止の免除

第8条

試験時の苦痛に対する動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第3章第1条第1項第1号の禁止は、生きたアナグマが使用されるイヌの地中探索能力試験⁽⁷⁹⁾に際しては適用されない。

(79) 地中探索能力試験（grytanlagsprov）とは、アナグマ猟犬の素質を判定するため、訓練されたアナグマを使用してトンネル内に置き、イヌに探索させる試験をいう。この試験のためにトンネル内に置かれるアナグマは金属製の容器に入れられること等によって保護されており、当該試験によって身体的に負傷するリスクは低いとされるが、生きたアナグマをこのような試験に使用することに対しては動物愛護団体等からの批判がある。スウェーデン農業庁及びスウェーデン環境保護庁は、当該試験に生きたアナグマを使用することは、移行期間を設けて段階的に廃止する方針である。Naturvårdsverket, *Behovet av grytanlagsprov med levande grävling*, 2020.6.16. <<https://www.naturvardsverket.se/upload/nyheter-och-press/nyheter2020/forslag-grytanlagsprov-med-levande-gravling.pdf>>

試験時の苦痛禁止の免除に関する追加の命令

第9条

スウェーデン農業庁は、試験時の苦痛に対する動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第3章第1条第1項第1号の禁止の免除に関する追加の命令を定めることができる。

ドーピング及びその他の不適切な措置に関する命令

第10条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第3章第2条第1項に基づく禁止に関する命令を定めることができる。

第4章 動物のケア及び手術による侵襲

去勢及び除角

第1条

獣医学上の理由が存在しない場合でも、動物を去勢し、ウシ及びヤギを除角することは許容される。

トナカイの雄は、麻酔を使用せず、かつ獣医師又はその他の動物保健の専門家を従事させることなく去勢することができる。ブタの雄は、当該動物が7日齢に達する前に当該去勢が行われることを条件として、獣医師又はその他の動物保健の専門家を従事させることなく去勢することができる。

ウシ及びヤギの除角は、獣医師、その他の動物保健の専門家、又は獣医師が適切とみなしたその他の者によって実施されなければならない。

手術による侵襲及び注射に関する命令

第2条

スウェーデン農業庁は、次についての要件の免除に関する追加の命令を定めることができる。

1. 動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第4章第2条第1項
2. 動物保護法第4章第2条第3項
3. 動物保護法第4章第3条第1項

スウェーデン農業庁は、動物への手術による侵襲及び注射に関する追加の命令を定めることができる。

ホルモン剤投与の禁止

第3条

病気又は病気の症状を予防し、発見し、治療し又は緩和する以外の目的で、動物の性質に影響を与えるため、ホルモン剤又はその他の物質を動物に与えることは禁止される。

第1項は、飼料及び動物副産物に関する法律（スウェーデン法令全書2006年第805号）の対象となる物質には適用されない。

スウェーデン農業庁は、第1項の免除に関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、個々の場合において、第1項の免除を決定することもできる。

第5章 と畜及びその他の動物の殺処分

意識消失の実施方法

第1条

動物を最初に意識消失させなければならない方法でと畜又は殺処分する時には、当該意識消失は、動物が速やかに意識を失うように実施しなければならない。意識は回復してはならない。

スウェーデン農業庁は、使用可能な意識消失の方法に関する命令を定めることができる。

公的獣医師の義務

第2条

動物がと畜場で不必要な苦痛を受けているか又はその可能性があるとして推定される場合、公的獣医師は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）が補完する EU 規定に記載されている内容に加えて、次のいずれかを行わなければならない。

1. と畜を禁止すること。
2. 当該動物の即時の殺処分を決定すること。
3. 動物保護の観点から直ちに必要なその他の措置を講じること。

公的獣医師が当該と畜場にいない場合、緊急時には、公的な補助者が、動物保護法が補完する EU 規定に記載されている内容に加えて、第 1 項第 2 号に基づいて決定を行うことができる。

動物のと畜及びその他の殺処分に関する命令

第3条

スウェーデン農業庁は、次に関する追加の命令を定めることができる。

1. 動物のと畜及び殺処分
2. と畜又はその他の殺処分に関連した動物保護の観点からの公的獣医師の任務

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 5 章第 1 条第 2 項の意識消失についての要件を実験動物の殺処分に適用する場合の当該要件の免除に関する命令を定めることができる。

第6章 事前検査及び許可

畜舎、その他の養畜場及び囲いの事前検査

第1条

畜舎、その他の養畜場及び囲い、又は当該施設の一部は、動物保護及び動物衛生の観点から、次の際には、事前に検査を受検し承認を受けなければならない。

1. 新築
2. 増築又は改築
3. 動物保護又は動物衛生の観点から重大な意味を有する方法での変更
4. これまで動物飼養又は動物繁殖のために使用されていないものを動物飼養又は動物繁殖のために使用又は提供すること。

第 1 項は、次の動物のための畜舎、その他の養畜場及び囲いにのみ適用する。

1. ウマ
2. 食料、羊毛、皮革又は毛皮の生産のために繁殖又は飼養する動物

3. 動物実験ではない教育に使用する動物

事前検査要件の免除及び事前検査要件に関する命令

第2条

第1条の規定は、スウェーデン軍が使用する畜舎、その他の養畜場及び囲いには適用されない。

スウェーデン農業庁は、事前検査の条件及び第1条の免除に関する命令を定めることができる。

責任を有する公的機関

第3条

第1条に基づく事前検査に関する事項は、県中央行政庁により審査される。県中央行政庁は、畜舎、その他の養畜場及び囲いを使用前に検査するか、より適切な場合には使用開始後可能な限り速やかに検査するものとする。

スウェーデン農業庁は、当該検査に関する命令を定めることができる。

動物飼養のための場所を使用することの禁止

第4条

県中央行政庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第6章第2条にいう禁止について決定する。

新技術の事前検査

第5条

動物飼養のための新しい技術システム及び新しい技術の器具は、動物保護及び動物衛生の観点から、使用前に検査を受検し承認を得なければならない。

スウェーデン農業庁は、次の命令を定めることができる。

1. 第1項に基づく検査に関する追加の命令
2. 第1項の免除に関する命令

新技術の承認に関する事項は、スウェーデン農業庁により審査される。

特定の動物飼養に対して許可を取得する義務

第6条

動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第6章第4条に基づく許可に関する事項は、県中央行政庁により審査される。

スウェーデン農業庁は、次の命令を定めることができる。

1. 動物保護法第6章第4条第1項に基づく活動が業として行われているか又は大規模であるとみなされるための条件
2. 動物保護法第6章第4条第1項に基づく許可要件の免除

第7章 動物実験

実験動物活動に対する許可

第1条

動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 2 条に基づく許可は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類及び頭足類の動物部類に対してのみ必要とされる。

スウェーデン農業庁は、前述の動物部類の成長の初期段階に必要とされる当該許可の条件に関する命令を定めることができる。

当該許可に関する事項は、スウェーデン農業庁により審査される。

免除に関する命令

第2条

スウェーデン農業庁は、次の命令を定めることができる。

1. 動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 1 条第 1 項第 4 号の目的繁殖の要件の免除に関する命令
2. 動物保護法第 7 章第 2 条に基づく許可要件の免除に関する追加の命令

実験動物活動の責任に関する命令

第3条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 当該活動が、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）、同法に基づいて定められた命令及び同法が補完する EU 規定に基づいて行われることを保障するために実施しなければならない任務
2. この任務を実施する際に整っていない教育訓練及び能力

スウェーデン農業庁は、個々の場合において、第 1 項にいう事項について決定することもできる。

実験動物活動の組織に関する命令

第4条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 実験動物活動に際して、監督者及び獣医師又は専門家が持たなければならない任務並びに教育訓練及び能力
2. 実験動物活動に際して、担当者が持たなければならない教育訓練及び能力
3. 許可を要する活動に際して整っていない動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 7 条第 1 項第 4 号に基づく動物保護組織の任務及び構成

スウェーデン農業庁は、個々の場合において、第 1 項第 1 号及び第 2 号にいう事項について決定することもできる。

野生の実験動物の捕獲に関する命令

第5条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 野生の実験動物を捕獲する者が持たなければならない教育訓練及び能力
2. 当該捕獲の方法

倫理的承認の要件

第6条

動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 9 条第 1 項に基づく倫理的承認は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類及び頭足類の動物部類の動物を使用する動物実験に対してのみ必要とされる。

スウェーデン農業庁は、当該動物部類の成長の初期段階に必要とされる当該承認の条件に関する命令を定めることができる。

地方動物実験倫理委員会は、倫理的承認に関する事項を審査する。

倫理的承認の要件の免除に関する命令

第7条

スウェーデン農業庁は、当該動物実験が良好な獣医師の慣行に従って実施される針刺しよりも少ない程度の苦痛しか引き起こさない蓋然性がある場合、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 9 条第 1 項に基づく倫理的承認の要件の免除に関する追加の命令を定めることができる。

ポピュラーサイエンス的要約

第8条

動物実験の倫理的承認の申請書は、当該動物実験のポピュラーサイエンス的要約（非技術的な要約）を含んでいなければならない。

スウェーデン農業庁は、当該ポピュラーサイエンス的要約を公表しなければならない。

倫理的承認の審査

第9条

長時間にわたり、かつ緩和することができない深刻な苦痛を引き起こすおそれのある動物実験に対しては、倫理的承認を与えてはならない。

命令〔政令〕及び命令〔庁令〕の規定の免除

第10条

地方動物実験倫理委員会は、動物実験の承認を決定する際に、第 2 章第 1 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 12 条、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 4 章第 3 条第 1 項の規定、又はこの命令〔政令〕に基づき定められた規定の免除に関して決定することができる。

スウェーデン農業庁は、この命令〔政令〕に基づいて定められた実験動物の取扱いを特別に規制する規定の免除に関して、地方動物実験倫理委員会が決定することもできることに関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、第 1 項及び第 2 項にいう免除の申請及び承認の決定の方法に関する

命令を定めることができる。

倫理的承認に関する決定の有効期間

第 11 条

倫理的承認に関する決定は、期限付きであり、決定の日から最大で 5 年間適用されるものとする。

動物実験の倫理的承認及び事後評価に関する命令

第 12 条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 動物実験の倫理的承認の申請
2. 動物実験の困難度のカテゴリーへの分類
3. 動物実験の倫理的承認に関する案件の調査
4. 動物実験を事後評価しなければならない場合
5. 動物実験の事後評価の区分方法
6. 動物実験の事後評価に必要とされる文書

地方動物実験倫理委員会の数及び場所

第 13 条

スウェーデン農業庁は、地方動物実験倫理委員会の設置数及び当該委員会を配置する場所を決定することができる。

少なくとも 6 つの地方動物実験倫理委員会が設置されなければならない。

地方動物実験倫理委員会の構成

第 14 条

各地方動物実験倫理委員会には、1 名の委員長、1 名以上の副委員長、一般市民、研究者、実験動物の世話を行う職員の代表者が含まれなければならない。

スウェーデン農業庁は、中立であり、かつ常任裁判官であるか又は常任裁判官であった委員長及び副委員長を任命する。

地方動物実験倫理委員会の他の委員のうち、半数は一般市民でなければならない。一般市民の中で、動物保護団体の代表者は半数未満でなければならない。

地方動物実験倫理委員会の委員

第 15 条

スウェーデン農業庁は、地方動物実験倫理委員会の委員数に関して決定することができる。

1 つの委員会の委員の数は 14 名を超えてはならない。ただし、委員会が複数の部門に分かれている場合、各部門の委員数は最大 14 名になることができる。

委員は、スウェーデン農業庁により、最長 4 年の期間任命される。

地方動物実験倫理委員会の定足数

第 16 条

地方動物実験倫理委員会が定足数を満たすためには、委員長又は副委員長のいずれかが出席しなければならない。委員長及び副委員長は、委員会の決定に同時に参加することはできない。

スウェーデン農業庁は、委員会が定足数を満たすために、この他に何人の委員が出席しなければならないかを決定することができる。これらその他の委員のうち半数は一般市民でなければならない。

案件の準備

第 17 条

地方動物実験倫理委員会は、1 名又は複数の委員に案件の準備を委託することができる。

組織に関する命令

第 18 条

スウェーデン農業庁は、地方動物実験倫理委員会の組織に関するより詳細な命令を定めることができる。

助言提供の義務

第 19 条

地方動物実験倫理委員会は、動物実験を主導する者に助言を提供するものとする。

中央動物実験倫理委員会の事務局

第 20 条

中央動物実験倫理委員会は、事務局資源を提供するスウェーデン農業庁にその事務局を置くものとする。

科学書記

第 21 条

中央動物実験倫理委員会の委員長は、委員会の委員又は代理者の 1 名又は複数名を、定められた期間、科学書記として任命する。

科学書記は、中央動物実験倫理委員会の会議を準備し、科学的専門知識を提供するものとする。

案件の決定

第 22 条

中央動物実験倫理委員会の案件は、調査報告後に決定される。

決定の期限

第 23 条

動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 11 章第 1 条に基づいて異議申立

てがなされた案件は、特別な理由がない場合、中央動物実験倫理委員会により、当該案件が完全な状態で同委員会に到着した時から2か月以内に決定されなければならない。

動物実験の事後評価

第24条

動物実験の事後評価では、次について明らかにしなければならない。

1. 当該動物実験がその目的を達成したか否か
2. 動物に引き起こされた苦痛
3. 使用された動物種
4. 使用された動物の数
5. 当該動物実験が実際に有していた困難さの程度
6. 当該動物実験の代替、制限及び改善に資する措置
7. 地方動物実験倫理委員会の決定に基づいて、当該動物実験の事後評価の際に考慮しなければならないその他の課題

中央動物実験倫理委員会は、評価を公表しなければならない。スウェーデン農業庁は、公開の際に必要な技術的支援を提供するものとする。

ポピュラーサイエンス的要約の更新

第25条

中央動物実験倫理委員会が動物実験を事後評価した場合、同委員会は、スウェーデン農業庁に、ポピュラーサイエンス的要約を更新するための基礎情報を提供する。スウェーデン農業庁は、当該評価結果についてポピュラーサイエンス的要約を更新する。

中央動物実験倫理委員会についての免除

第26条

行政機関令（スウェーデン法令全書2007年第515号）の次の規定は、中央動物実験倫理委員会には適用されない。

- 委任に関する第5条
- 理事会の構成に関する第14条
- 一定足数に関する第16条第2項

中央動物実験倫理委員会の情報提供義務

第27条

中央動物実験倫理委員会は、スウェーデン農業庁が承知していることが重要性を有する可能性のある決定に関して、同庁に通知しなければならない。

中央動物実験倫理委員会の報告義務

第28条

中央動物実験倫理委員会は、毎年3月1日までに、直近の暦年におけるその活動に関する報告書を政府事務局に提出する。

当該報告書は、特に次にに関する情報を含んでいなければならない。

1. 受理した案件の数
2. 動物実験の事後評価別の異議申立て案件の内訳
3. 各カテゴリー⁽⁸⁰⁾に決定された案件の数
4. 事後評価された実験の種類
5. カテゴリー別の案件の平均処理時間
6. 地方動物実験倫理委員会の決定を修正する決定の数
7. 委員会の活動の枠内での原理的な所見

第2項第1号から第6号に基づく報告書には、直近の暦年に加えて、直前の3暦年の対応する情報を含めるものとする。

動物実験の際の麻酔要件

第29条

哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類又は頭足類のいずれかの動物部類の動物を動物実験に使用する前に、当該使用によって麻酔なしでは身体的又は精神的な苦痛が引き起こされる可能性がある場合には、当該動物に麻酔を施さなければならない。

第1項にかかわらず、使用目的に照らして必要である場合、又は麻酔が使用すること自体よりも多くの苦痛を引き起こす場合には、部分的な麻酔又は麻酔なしで使用することができる。

第2項にいうような場合、当該動物が強い痛み、強い不安又はその他の強い苦痛に晒されないう、当該動物の苦痛を抑えるために、可能な範囲で、鎮痛剤又は鎮静剤が使用されなければならない。

実験動物施設の承認要件

第30条

哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、円口類及び頭足類の動物部類の実験動物のための施設及びその他の収容スペースは、動物保護及び動物衛生の観点から、次の際には事前に承認を受けなければならない。

1. 新築
2. 増築又は改築
3. 動物保護又は動物衛生の観点から重大な意味を有する方法での変更
4. 以前に他の目的で使用されたことがあるものを、実験動物の施設又は収容スペースとして使用又は提供すること。

当該施設又は収容スペースは、使用が開始される前か、又はより適切な場合には使用開始後可能な限り速やかに、検査を受けなければならない。

スウェーデン農業庁は、承認に関する事項を審査する。

スウェーデン農業庁は、実験動物のための施設及びその他の収容スペース並びに検査に関して、追加の命令を定めることができる。

⁽⁸⁰⁾ 承認、条件付き承認、非承認、保留など。

施設の使用禁止

第 31 条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 6 章第 2 条にいう禁止を実験動物施設に適用する場合に、決定を行う。

動物実験に関するその他の命令

第 32 条

スウェーデン農業庁は、実験動物の繁殖、保管、提供又は使用の条件又は禁止に関する命令を定めることができる。

スウェーデン農業庁は、実験動物を繁殖し、保管し、提供し又は使用する者が次を行う義務に関する命令を定めることができる。

1. 当該動物に印を付けること。
2. 当該動物の世話、及び動物保護の観点から重要性を有するその他の任務に対する指示を行うこと。
3. 当該活動及び当該動物に関する記録を行うこと。
4. 当該活動及び当該動物に関する情報を提供すること。

第 8 章 公的統制及び公的機関の任務

法が補完する EU 規定に基づく所管官庁

第 1 条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）が補完する EU 規定に基づいて、第 6 条若しくは第 8 条に別段の定めがなく又は政府が別段の決定をしない限り、所管官庁が有する任務を実施する。

閣僚理事会規則（EC）No.1/2005 に基づく連絡窓口

第 2 条

スウェーデン農業庁は、閣僚理事会規則（EC）No.1/2005 の第 24.2 条に基づく連絡窓口である。

閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009 に基づく任務

第 3 条

スウェーデン農業庁は、閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009 の第 13.1 条及び第 13.5 条に基づき、加盟国が有する任務を実施する。

閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009 に基づく連絡窓口

第 4 条

スウェーデン農科大学の全国動物福祉センター（SCAW）は、閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009 の第 20.2 条に基づく連絡窓口である。

指令 2010/63/EU に基づく連絡窓口

第 5 条

スウェーデン農業庁は、科学的な目的で使用される動物の保護に関する 2010 年 9 月 22 日の欧州議会及び閣僚理事会指令 2010/63 / EU の第 47.5 条に基づく連絡窓口である。

公的統制の実施

第 6 条

第 8 条に別段の定めがない限り、県中央行政庁が、公的統制を実施する権限を有する公的機関である。

県中央行政庁は、特定の活動の公的統制の実施を相互移管することに合意することができる。

水上での動物輸送の公的統制

第 7 条

異なる県の間の水面上で行われる動物輸送の公的統制は、当該水上輸送の出発点となる県の県中央行政庁により実施される。

閣僚理事会規則 (EC) No.1099/2009 に基づく及びスウェーデン軍内部での公的統制

第 8 条

スウェーデン農業庁は、閣僚理事会規則 (EC) No.1099/2009 の第 8 条の遵守についての公的統制を実施する権限を有する公的機関である。

スウェーデン食品庁は、上述の規則の第 12 条の遵守についての公的統制を実施する権限を有する公的機関である。

スウェーデン軍内部で使用される動物に対しては、保健及び環境担当の防衛検査官が、公的統制を実施する権限を有する公的機関である。

と畜場における動物保護統制

第 9 条

スウェーデン食品庁は、と畜場における公的獣医師及び公的な補助者を通じて、食品としての使用を目的とする動物起源製品の公的統制の実施について特別の規定を定めることに関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No.854/2004 に基づいて公的獣医師又は公的な補助者が実施することが義務付けられている動物保護統制を実施しなければならない。

公的統制の調整

第 10 条

スウェーデン農業庁は、他の統制官庁を調整し、当該官庁に支援、助言及びガイダンスを与える。

スウェーデン農業庁は、毎年 4 月 15 日までに、動物保護統制及び当該統制官庁のその他の動物保護活動がどのように行われたかに関する統計及び分析を、政府事務局に報告する（全国動物保護報告書）。当該報告には、過去の統制実施年との比較を含めるものとする。スウェーデン農業庁はまた、実施された動物保護活動に基づいて動物保護の状況を分析し、その概観を

提示する。

動物保護統制協議会

第 11 条

スウェーデン農業庁、スウェーデン食品庁及び県中央行政庁は、合同の協議会である動物保護統制協議会で協働するものとする。〔同〕協議会は、動物保護統制がより法的に保障され平等で効果的なものになることを目的として、その発展のために働く任務を有する。〔同〕協議会は、特に次のことを行う。

1. 動物保護統制に関連する進行中の戦略的な問題を調整すること。
2. 当該統制の内部でコンセンサスと協働が不足している範囲を特定すること。

スウェーデン農業庁は、〔同〕協議会を招集し、スウェーデン食品庁及び県中央行政庁に聴取した後、〔同〕協議会の構成及び組織について、より詳細な形式を決定することができる。

スウェーデン農業庁は、毎年 1 月 31 日までに、前年度の〔同〕協議会の活動の結果及び効果を、政府事務局に報告しなければならない。

サーカスの特別な統制

第 12 条

動物を公開展示するサーカスは、当該サーカスがその本拠を置く県、当該サーカスが〔スウェーデン〕国内で訪れる県又は当該サーカスがその最初の公演を行う県の県中央行政庁により、毎年 1 回統制されるものとする。当該統制は、当該サーカスの〔スウェーデン〕国内におけるその年の最初の公演前に実施されなければならない。統制は、動物保護又は動物衛生の観点から重大な意味を有する動物の個体数又は器具の変更の際にも実施されなければならない。

スウェーデン農業庁は、第 1 項に基づく統制に関するより詳細な命令を定めることができる。

食料生産用の動物を飼養していない動物飼養者の公的統制

第 13 条

食料生産用の動物を飼養している動物飼養者以外の動物飼養者に対する公的統制の際には、飼料法及び食品法並びに動物衛生及び動物保護に関する規定の遵守の統制を確実に行うための公的統制に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.882/2004 の次の規定が適用される。

—第 3 条

—第 4.2 条 a から d 及び第 4.3 条から第 4.6 条

—第 5.1 条から第 5.3 条

—第 6 条

—第 7 条

—第 8.1 条及び第 8.3 条

—第 9 条

—第 10.1 条

—第 28 条

—第 54.1 条、第 54.2 条 a, e, f, h 及び第 54.3 条から第 54.5 条

食品事業者及び飼料事業者並びに事業者に関してこれらの条項で述べられていることは、適用可能な部分について、その他の動物飼養者にも適用される。

他の欧州経済領域内の国の文書の認容

第 14 条

公的機関が、許可又は承認に関する案件の申請者に、特定の要件が満たされていることを示す証書、証明書又はその他の類似の文書を提出するよう要求する場合、当該公的機関は、他の欧州経済領域内の国の対応する文書を受け入れなければならない。ただし当該公的機関は、当該文書の〔法的〕権限のないスウェーデン語への翻訳を要求することができる。

案件の処理に関する命令

第 15 条

スウェーデン農業庁は、公的機関が当該期間内に許可又は承認に関する案件の決定を行わなければならない期間に関する命令を定めることができる。

公的統制に関する命令

第 16 条

スウェーデン農業庁は、次に関する命令を定めることができる。

1. 公的統制
2. 統制公的機関間の協働
3. 実施している統制活動に関して公的統制に従事する統制公的機関又は統制組織がスウェーデン農業庁に情報を提供する義務

手数料に関する命令

第 17 条

スウェーデン農業庁は、次に関する案件について支払う手数料に関する命令を定めることができる。

1. この命令〔政令〕の第 2 章第 6 条に基づく免除
2. この命令〔政令〕の第 3 章第 6 条に基づく承認
3. この命令〔政令〕の第 6 章第 5 条に基づく新技術の承認
4. 動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 7 章第 2 条に基づく許可
5. 動物保護法第 7 章第 9 条に基づく倫理的観点からの承認
6. 閣僚理事会規則（EC）No.1/2005 の第 10 条、第 11 条、第 13.3 条及び第 13.4 条に基づく動物輸送業者の許可の審査及び登録、並びに当該登録の変更
7. 閣僚理事会規則（EC）No.1/2005 の第 18.1 条 b 及び第 19.1 条 c 並びにこの命令〔政令〕により定められた命令〔庁令〕に基づく動物輸送のための輸送手段、船舶及び容器の検査
8. 閣僚理事会規則（EC）No.1099/2009 の第 21 条に基づく能力証明書の発行及び最終試験の準備

競技獣医師の手数料に関する命令

第 18 条

スウェーデン農業庁は、第 3 章第 1 条に基づいて競技獣医師により実施される任務に対して手数料を支払うことに関する命令を定めることができる。

追加統制の手数料に関する命令

第 19 条

スウェーデン農業庁は、欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.882/2004 の第 28 条及び〔本章の〕第 13 条に基づく追加統制に対して支払う手数料に関する命令を定めることができる。

と畜場における動物保護統制の手数料に関する命令

第 20 条

スウェーデン食品庁は、と畜場の公的獣医師及び公的な補助者が実施する動物保護統制に対して手数料を支払うことに関する命令を定めることができる。

第 9 章 動物禁止及び一時保護

スウェーデン警察の報告義務

第 1 条

スウェーデン警察が、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 9 章第 1 条に基づき人が動物を管理することを禁止する決定をする前提条件が存在すると判断した場合、同庁〔スウェーデン警察〕はこれを県中央行政庁に迅速に報告するものとする。報告には、当該情報提供が、進行中の捜査又は同庁〔スウェーデン警察〕の犯罪行為を予防し、妨害し若しくは探知する活動を毀損しない範囲内で、県中央行政庁が〔当該事案を〕処理する上で重要であり得る情報を含めるものとする。

第 1 項は、動物保護法第 9 章第 5 条に基づいて動物を一時保護するための前提条件が存在する場合にも適用される。

一時保護の際の手順に関する命令

第 2 条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）第 9 章第 5 条及び第 6 条による動物の一時保護の際の手順に対して追加の命令を定めることができる。

動物禁止についての通知義務

第 3 条

県中央行政庁が動物禁止を決定した時、同庁は当該決定の内容をスウェーデン警察に通知するものとする。県中央行政庁はまた、そのような決定の変更及び取消しについてもスウェーデン警察に通知するものとする。

第10章 刑罰及びその他の制裁

事前検査が行われなかった場合に課徴金を支払う義務

第1条

第6章第1条に基づく畜舎、その他の養畜場又は囲いの事前検査を受けなかった者は、特別の課徴金を支払わなければならない。県中央行政庁は、当該課徴金に関する問題を審査する。

当該課徴金は、事前検査を必要とする措置が取られた時に、当該畜舎、養畜場又は囲いを所有していた者から徴収される。

特別な理由がある場合、当該畜舎、養畜場又は囲いの所有者は、当該課徴金の全部又は一部を免除され得る。

課徴金の規模

第2条

第1条に基づく特別の課徴金は、次のとおりとする。

1. 多数の動物用の若しくは検査済みの技術を使用していない新築又は大規模な改築若しくは増築に関連する措置に対しては、2万4千クローナ⁽⁸¹⁾
2. その他の事前検査義務のある措置に対しては、1万2千クローナ

実験動物施設が承認されていない場合の課徴金

第3条

当該措置がスウェーデン農業庁により事前に承認されることなく、第7章第30条に基づく措置を実施した者は、特別の課徴金を支払わなければならない。スウェーデン農業庁は、当該課徴金に関する問題を審査する。

特別の課徴金は、次のとおりとする。

1. 検査済みの技術を使用した、少ない頭数用かつ一般的な動物種用の少数の施設の場合には、1万クローナ
2. 検査済みの技術を使用した、少ない頭数用かつ一般的な動物種用の多数の施設の場合には、1万5千クローナ
3. 少ない頭数用の施設で、動物種が一般的であるか又は使用されている技術が検査済みであるかのいずれかである少数又は多数の施設の場合には、1万5千クローナ
4. 多頭数用の施設で、動物種が一般的であるか又は使用されている技術が検査済みであるかのいずれかである少数又は多数の施設の場合には、2万クローナ
5. 動物種が一般的ではなくかつ使用されている技術が検査済みではない少数又は多数の施設の場合には、2万クローナ
6. 他の点では第1号、第2号、第3号又は第4号の条件を満たす極めて多数の施設の場合には、2万クローナ
7. 一般的ではない多数の動物種が使用しており、かつそこで使用されている技術が検査済みではない多数の施設の場合には、4万クローナ
8. 一般的ではない動物種が使用しており、かつそこで使用されている技術が検査済みでは

(81) 1スウェーデン・クローナは12.76円（令和3年9月分報告省令レートから換算）。

ない極めて多数の施設の場合には、4万クローナ

課徴金の時効

第4条

公的機関が第1条及び第2条又は第3条に基づいて課徴金を決定する前には、請求の対象となる者に弁明する機会が与えられなければならない。承認を必要とする措置が取られてから5年以内にそれが実施されなかった場合、いかなる課徴金も決定することができない。

第11章 異議申立て

動物保護法の規定

第1条

異議申立てに関する規定は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）第11章第1条から第3条にある。

実施命令〔庁令〕

第2条

スウェーデン農業庁は、動物保護法（スウェーデン法令全書2018年第1192号）及びこの命令〔政令〕の実施に関して追加の命令〔庁令〕を定めることができる。

1. この命令は2019年4月1日に効力を有する。
2. 動物保護令（スウェーデン法令全書1988年第539号）は、この命令により廃止される。

政府の代理として

ジェニー・ニルソン〔Jennie Nilsson〕⁽⁸²⁾

マリア・ヴェッテルリング〔Maria Wetterling〕⁽⁸³⁾（産業省）

（ひぐち おさむ）

⁸² 2019年1月21日に発足したスウェーデンの第2次ロベーン（Stefan Löfven）内閣の農村担当大臣（Landsbygdsminister）。同内閣において食料・農業・農村政策は産業省（Näringsdepartementet）が所管しており、当該政策を担務する農村担当大臣は同省付きの大臣であった。

⁸³ 産業省の上級公務員。